

**APEC 加盟国の貿易・投資自由化・円滑化
に関する課題分析と解決の方向性の調査**

2009年10月

日本機械輸出組合

本稿は、日本機械輸出組合が、平成 21 年度世界貿易障壁対策事業として、慶応義塾大学商学部准教授 安藤光代氏に委託して実施した「APEC 加盟国の貿易・投資自由化・円滑化に関する課題分析と解決の方向性の調査」報告書である。

目 次

1. はじめに	1
2. 貿易・投資上の問題点：日本企業の視点から	2
オーストラリア	13
ブルネイ	13
カナダ	13
チリ	14
中国	14
香港	15
インドネシア	15
韓国	15
マレーシア	16
メキシコ	16
ニュージーランド	17
パプア・ニューギニア	17
ペルー	17
フィリピン	18
ロシア	18
シンガポール	19
台湾	19
タイ	19
アメリカ	20
ベトナム	21
3. ビジネス環境	21
4. 終わりに	28
参考文献	30

1. はじめに

企業活動が国際化し、国際取引チャンネルが多様化する中、アジア太平洋地域を含め、世界各地で貿易・投資活動が活発化するとともに、国際分業体制が大きく変貌しつつある¹。

本稿の目的は、アジア太平洋経済協力（APEC）地域における貿易・投資上の主たる問題点を明らかにするとともに、域内のビジネス環境を評価することで、さらなる貿易・投資の自由化・円滑化のためになにが望まれるのかを議論することにある。この目的のために、本調査では、2つの側面から APEC 地域における貿易・投資の自由化・円滑化の現状やビジネス環境を検証していく。第1に、日本企業が貿易・投資活動を行う上で直面している問題点を集計したアンケート調査から得られる情報をもとに、APEC 域内における貿易・投資の自由化・円滑化を妨げる要因の特徴を分析する。その際、本調査では Urata, Ando, and Ito (2007) の分析方法を踏襲し、2008 年時点で指摘されている貿易・投資の阻害要因を 10 分類に分けて分析を行う。また、同じ分類を用いて 2005 年の情報をもとに分析した Urata, Ando, and Ito (2007) の結果と比較し、2005 年から 2008 年にかけてどのような変化があったかについても言及する。

このような日本企業に対するアンケート調査にもとづく分析には、企業の視点から見た実際の問題点を詳細かつ具体的に把握できるという利点がある一方で、日本国内の貿易・投資に関する問題を把握することができないなどの欠点もある。そこで、第2の分析として、世界銀行などの情報をもとに、日本を含めた APEC 加盟国・地域のビジネス環境を検証し、その特徴を探る。ビジネス環境は投資のしやすさやそのパフォーマンスに直接的に係わるとともに、投資の増減を通じて間接的に貿易の増減にも影響しうる。一方、貿易の自由化・円滑化そのものもビジネス環境の改善につながり、さらなる投資を呼び込む可能性を生む。第2の分析を通じて、日本に関する情報を補完するとともに、客観的でかつより幅広い視点から APEC 加盟国・地域のビジネス環境を評価してい

¹ 附表1は、APEC 加盟国・地域における直接投資マトリックス（2005 年末）を示したものである。経済協力開発機構（OECD）発行のデータをもとにしているため途上国間の投資情報がかなり欠如しているが、この表から、APEC 加盟国・地域における投資パターンの特徴として、（1）域内の先進国間および北米自由貿易協定（NAFTA）加盟国内の投資が盛んであること、（2）オセアニア 2 カ国を除く域内の先進国からアジア途上国への投資が活発であることがわかる。

きたい。両者を併用すれば、貿易・投資の自由化と円滑化のさらなる促進のための課題をより広範かつ詳細に議論できるだろう。

本調査の構成は以下の通りである。第2節では、第1の分析として、日本企業に対するアンケート調査をもとに、APEC加盟国・地域における貿易・投資の自由化・円滑化を妨げている要因やその特徴を探る。続く第3節では、第2の分析として、世界銀行などが提供しているビジネス環境関連のデータをもとに、APEC域内のビジネス環境を評価する。第4節では、両者の分析結果を踏まえて、さらなる貿易・投資の自由化・円滑化の実現のために優先的に解決すべき要因は何か、何が期待されているのかについて議論し、本調査を締めくくる。

2. 貿易・投資上の問題点：日本企業の視点から

APEC加盟国・地域における貿易・投資の自由化・円滑化を促進するためには、それらの障壁となっている問題点を把握する必要がある。そこで本節では、日本企業を対象とした貿易投資上の問題に関するアンケート調査を用いて、APEC加盟国・地域ではどのような貿易・投資障壁が存在し、今後どのような改善が望まれているのかを検討する²。ここで用いるアンケート調査とは、「2008年版各国地域の貿易・投資上の問題点と要望（貿易・投資円滑化ビジネス協議会）」（日本機械輸出組合、2008、以下、「日機輸調査2008」とする）のことであり、「各国地域の貿易・投資上の問題点と要望」は約150の貿易関連団体から構成される「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」の会員団体・企業を対象に毎年実施され取り纏められている³。

本節では、日機輸調査2008で指摘された貿易・投資上の問題点を10大阻害要因に分類して、貿易・投資障壁の特徴の分析を試みる⁴。10大阻害要因は、4つの自由化関連項目と6つの円滑化関連項目から構成される。具体的には、自由化阻害要因としての外資参入規制（分類1）、パフォーマンス要求（分類2）、

² APEC加盟国・地域の投資規制・奨励策例（一覧）については、日本貿易振興機構(2009)から得られる情報をもとにまとめられた附表2を参照して欲しい。

³ 日機輸調査2008の実施期間は2007年11月-2008年1月である。

⁴ この10大阻害要因の分類は、2006年に日本機械輸出組合に設置された「APEC投資自由化・円滑化研究会」において考察されたものである。詳しくは、当研究会での報告書であるUrata, Ando, and Ito (2007)を参照のこと。

海外送金規制・外貨交換規制（分類3）、人の移動制限・雇用要求（分類4）⁵、円滑化阻害要因としての貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）（分類5）、貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）（分類6）、知的財産権保護の不足（分類7）、労働者過保護の労働法制度・慣行（分類8）、インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足（分類9）、競争制限・価格規制（分類10）⁶である。

10大阻害要因のうち分類4から10の円滑化阻害要因については、必ずしも外国人・企業に対して差別的な措置とは限らず、むしろ国内経済の問題であることも少なくない。しかし、国内経済の問題であったとしても、このような問題点は潜在的に貿易や投資を妨げうる。言い換えれば、問題点を正しく把握し、ビジネス環境を改善することができれば、より一層の貿易・投資の活発化が期待できよう。

表1は、2008年の各APEC加盟国・地域（日本を除く）における貿易・投資障壁を10大阻害要因に分類し、分類ごとに項目数を数えたものである。日機輪調査は日本企業のさまざま産業団体から指摘された問題点を詳細に記載したものであるため、まずは国ごとの問題点を列挙して10大阻害要因の枠に分類しなおした。そして、各国に関してこのように分類された問題点の情報をもとに、APEC加盟国・地域の問題点をまとめたのが附表3であり、この附表3をもとに、国・地域別、阻害要因別に集計したのが表1である。また、表2は、比較対象として、2005年の貿易・投資の自由化・円滑化阻害要因数を示したものである⁷。

⁵ 分類1の外資参入規制には、日機輪調査項目の1. 外資参入規制と21. 土地所有制限が含まれる。同様に、分類2のパフォーマンス要求には、2. 国産化要請・現地調達率と恩典、3. 輸出要請、18. 技術移転要求が、分類3の海外送金規制・外貨交換規制には11. 利益回収（外貨送金規制）と12. 為替管理、分類4の人の移動制限・雇用要求には16. 雇用が含まれる。

⁶ 分類5の貿易・投資関連法制度・政策の不透明には、日機輪調査項目の5. 部品産業政策上の規則、7. 外資法運用手続、8. 投資受入機関の問題、9. 輸出入規制・関税・通関規制、10. 自由貿易地域・経済特区での活動規制、14. 税制、19. 工業規格、基準安全認証、22. 環境問題・廃棄物処理問題、24. 法制度の未整備・突然の変更、26. その他が含まれる。ただし、日機輪調査のこれらの項目に分類されているものでも、法制度の運用面に関するものは、分類6の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延に分類する。これらに加え、分類6には、4. 撤退規制と23. 諸制度・慣行・非能率な行政手続が含まれる。また、分類7の知的財産権保護の不足には17. 知的財産制度運用が、分類8の労働者過保護の労働法制度・慣行には16. 雇用の一部が、分類9のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足には6. 外資優遇策の縮小、13. 金融、16. 雇用（人的資本関連）、26. その他（インフラ関連）が、分類10の競争制限・価格規制には15. 価格規制と20. 独占が含まれる。

⁷ 表2は、2005年のアンケート調査（以下、日機輪調査2005）を用いたUrata, Ando, and Ito (2007)の分析結果をもとに、作成したものである。

表1 APEC 加盟国・地域における貿易および投資の自由化・円滑化を妨げる要因：指摘項目数（2008）

	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	メキシコ	ニュージーランド	パプア・ニューギニア	ペルー	フィリピン	ロシア	シンガポール	台湾	タイ	米国	ベトナム	合計	分類別割合 (%)
自由化項目	6	0	6	0	27	1	14	8	11	4	1	0	0	9	10	1	8	15	10	9	140	18.8
i) 外資参入規制	3	0	1	0	11	0	10	4	5	3	1	0	0	6	2	0	1	8	2	4	61	8.2
ii) パフォーマンス要求	1	0	1	0	3	0	2	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	2	2	2	18	2.4
iii) 海外送金規制・外貨交換規制	0	0	1	0	12	1	0	2	1	0	0	0	0	2	3	0	3	3	0	2	30	4.0
iv) 人の移動制限・雇用要求	2	0	3	0	1	0	2	2	2	1	0	0	0	1	4	1	3	2	6	1	31	4.2
円滑化項目	30	0	18	18	107	12	28	24	33	48	14	4	13	48	40	6	22	45	44	49	603	81.2
v) 貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）	13	0	8	9	43	4	5	5	8	10	4	2	9	11	12	0	10	14	11	12	190	25.6
vi) 貿易・投資関連法手続きの煩雑・遅延（法制度の運用面）	8	0	7	3	44	3	11	5	10	15	6	0	1	16	15	0	9	20	22	18	213	28.7
vii) 知的財産権保護の不足	0	0	0	1	9	3	2	4	3	2	0	0	1	3	2	0	3	2	7	1	43	5.8
viii) 労働者過保護の労働法制度・慣行	2	0	1	2	6	1	2	10	5	5	1	0	1	10	3	3	0	3	3	4	62	8.3
ix) インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足	5	0	2	3	4	1	6	0	7	16	2	2	1	8	8	3	0	5	0	11	84	11.3
x) 競争制限・価格規制	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	11	1.5
合計	36	0	24	18	134	13	42	32	44	52	15	4	13	57	50	7	30	60	54	58	743	100.0
国別割合 (%)	4.8	0.0	3.2	2.4	18.0	1.7	5.7	4.3	5.9	7.0	2.0	0.5	1.7	7.7	6.7	0.9	4.0	8.1	7.3	7.8	100.0	

データ出所：日本機械輸出組合（2008）をもとに筆者作成。

表2 APEC 加盟国・地域における貿易および投資の自由化・円滑化を妨げる要因：指摘項目数（2005）

	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	メキシコ	ニュージーランド	パプア・ニューギニア	ペルー	フィリピン	ロシア	シンガポール	台湾	タイ	米国	ベトナム	合計	分類別割合 (%)
自由化項目	4	0	7	0	25	1	10	7	17	3	1	0	0	11	9	3	8	16	8	16	146	21.1
i) 外資参入規制	2	0	1	0	8	0	5	4	4	3	1	0	0	6	2	1	1	6	3	5	52	7.5
ii) パフォーマンス要求	1	0	1	0	6	0	2	0	5	0	0	0	0	2	1	0	1	1	2	5	27	3.9
iii) 海外送金規制・外貨交換規制	0	0	1	0	5	0	1	2	4	0	0	0	0	1	2	0	3	3	0	4	26	3.8
iv) 人の移動制限・雇用要求	1	0	4	0	6	1	2	1	4	0	0	0	0	2	4	2	3	6	3	2	41	5.9
円滑化項目	32	1	18	10	66	15	52	30	36	39	10	0	12	37	34	6	18	53	42	34	545	78.9
v) 貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）	15	1	8	5	25	5	14	8	10	10	3	0	7	10	10	1	10	14	6	6	168	24.3
vi) 貿易・投資関連法手続きの煩雑・遅延（法制度の運用面）	7	0	7	1	27	3	21	6	14	10	2	0	2	12	13	0	4	24	20	14	187	27.1
vii) 知的財産権保護の不足	0	0	0	1	5	5	4	6	3	1	0	0	0	1	2	0	3	2	6	2	41	5.9
viii) 労働者過保護の労働法制度・慣行	2	0	1	0	1	1	3	10	5	4	1	0	2	6	2	3	0	3	5	2	51	7.4
ix) インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足	7	0	2	3	7	0	8	0	4	13	3	0	1	8	7	2	1	9	2	8	85	12.3
x) 競争制限・価格規制	1	0	0	0	1	1	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3	2	13	1.9
合計	36	1	25	10	91	16	62	37	53	42	11	0	12	48	43	9	26	69	50	50	691	100.0
国別割合 (%)	5.2	0.1	3.6	1.4	13.2	2.3	9.0	5.4	7.7	6.1	1.6	0.0	1.7	6.9	6.2	1.3	3.8	10.0	7.2	7.2	100.0	

データ出所：Urata, Ando, and Ito (2007) をもとに、日本を除いて、筆者作成。

これらの分析結果を解釈する際には、以下の4点に留意する必要がある。第一に、項目によっては、附表3の分類とは異なる分類に振り分けられ得るものや複数の分類に当てはまるものがあるかもしれない。そのような項目については、もっとも妥当だと考えられるひとつの分類に振り分けてある。第二に、表1の指摘項目数は、日本企業が直面する直接的・間接的な貿易・投資障壁がどの程度存在するのかを示すものではあるが、障壁がどの程度貿易や投資の意志決定を歪めるのかといった障壁の強さを示すものではない。第三に、日機輪調査は対象国との貿易や対象国への投資を行っている企業を対象としているため、日本企業による貿易や投資活動がさかんな国・地域ほど多くの問題点が報告される（顕在化する）可能性がある（表3）。逆に、障壁の度合いが強すぎて日本企業があまり進出しておらず、結果として問題点がほとんど報告されないということもあり得る。したがって、この分析での指摘項目数が少ないからと言っ

て障壁が少ないとは一概には言い切れない。第四に、調査回答者の大部分は製造業を主要な活動としているため、非製造業に関する障壁は過小評価されている可能性がある。

表3 APEC加盟国・地域への日本企業の進出状況と各国の所得水準

	指摘項目数	現地法人数	進出日本企業数	一人あたりGDP (US\$)
オーストラリア	36	410	287	39,066
ブルネイ	0	1	1	30,032
カナダ	24	269	217	40,329
チリ	18	50	30	9,875
中国	134	5,017	2,474	2,566
香港	13	1,124	944	29,898
インドネシア	42	661	552	1,914
日本	n.a.	n.a.	n.a.	34,313
韓国	32	701	571	21,653
マレーシア	44	753	603	7,033
メキシコ	52	234	185	9,715
ニュージーランド	15	75	66	32,086
パプア・ニューギニア	4	4	2	990
ペルー	13	14	12	3,763
フィリピン	57	435	336	1,624
ロシア	50	92	67	9,079
シンガポール	7	994	796	36,384
台湾	30	896	785	16,698
タイ	60	1,609	1,203	3,533
米国	54	3,248	1,631	45,642
ベトナム	58	358	333	806

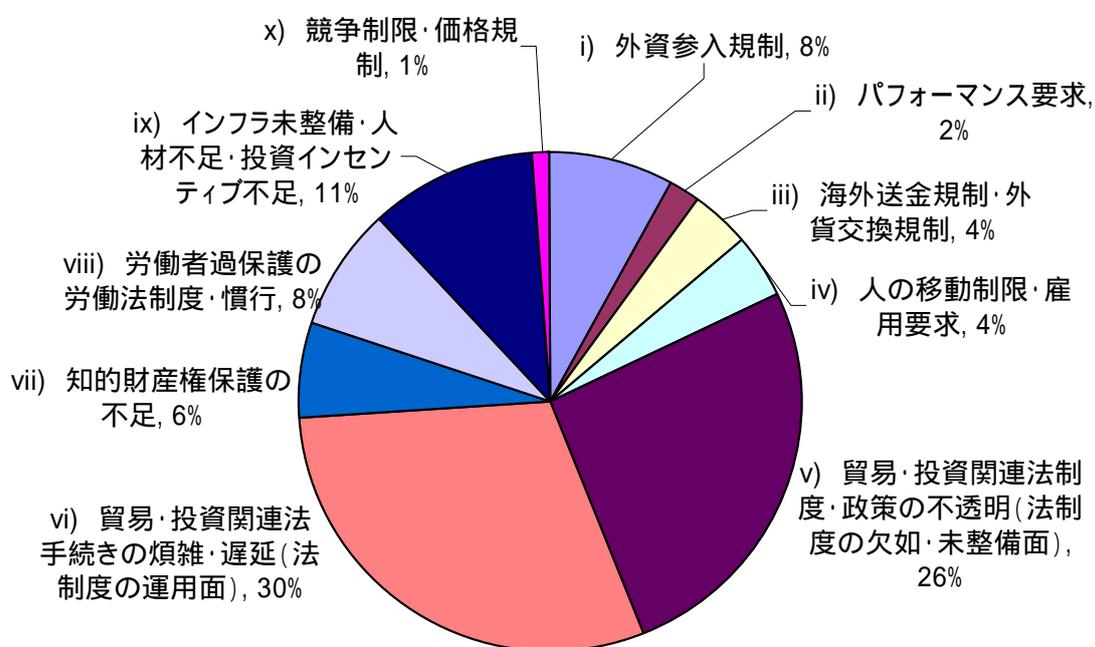
データ出所：指摘項目数については表1、現地法人数と進出日本企業数については東洋経済新報社（2009）、一人あたりGDP（2007年）についてはIMF（2008）（台湾）とWorld Bank（2009a）（台湾以外）から入手した。

注：ブルネイの一人あたりGDPは2006年の値である。

図1は、表1をもとに、日本を除くすべてのAPEC加盟国・地域から報告された問題点の10大阻害要因別比率を表したものである。表1および図1からわかるように、10の大阻害要因のうち、APEC地域全体で指摘される問題点の比率が高い5分野は、高い順に、分類6の貿易・投資関連法制度・政策の運用手

続きの煩雑・遅延（法制度の運用面）（合計数の 28.7%）、分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明性（法制度の欠如・未整備面）（25.6%）、分類 9 のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足（11%）、分類 8 の労働者過保護の労働法制度・慣習（8.3%）、分類 1 の外資参入規制（8.2%）となっている。外資参入規制以外はすべて円滑化阻害要因である。附表 3 から明らかなように、APEC 加盟国・経済には様々な障壁が存在しているが、それらの障壁の 81.2%（743 項目のうち 603 項目）が円滑化関連項目である。言い換えれば、APEC 加盟国・地域において、より一層の貿易・投資円滑化へのニーズが非常に大きいということである。とりわけ、分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）と分類 6 の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）にあたる問題点は指摘項目の半分以上を占めている。法制度の欠如・未整備面・運用面での問題は外国企業に対して差別的とは限らないものの、これらの問題を解決・改善できれば、貿易・投資のさらなる活発化につながると考えられる。

図 1 2008 年における貿易・投資の自由化・円滑化阻害要因：分野別比率



データ出所：表 1。

指摘項目数の割合が高い5分野に含まれる主な問題点を列挙しておこう。分類6の貿易・投資関連制度の運用手続の煩雑・遅延については、通関、就労ビザ申請・更新、輸入関税還付・免除、輸入貨物検査、付加価値税還付等の諸手続における煩雑さ・遅延・困難さ・非効率性、税関、徴税などの制度運用における恣意的解釈や解釈の不統一性、および汚職などがあげられる。分類5の投資関連法制度・政策の不透明に関しては、様々な制度・規制の未整備、税制上の政策、外為法、許認可基準、制度改正情報などの透明性の欠如、安全・環境基準や基準認証関連の不備・非統一性、法制度の突然で頻繁な変更などがある。分類9のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足の場合には、管理職・技術者等の人材不足による人材採用・確保の困難、高い離職率、電力、道路、湾岸、通信等の産業インフラの未整備、サポーティングインダストリー育成のインセンティブ不足、外資優遇策の不足・縮小などがあげられる。分類8の労働者過保護の労働法制度・慣行においては、労働者解雇の難しさ、賃金の著しい上昇、最低賃金レベルの大幅な引き上げ・頻繁な改訂、減給不可などの賃金関連問題、その他労働者過保護の慣行などがあげられる。分類1の外資参入規制については、特定分野における外資参入禁止や外資比率制限、外国企業（人）の土地所有制限などが含まれる。

指摘項目比率が相対的に低い5分野における主な問題点としては、分類7の知的財産権保護の不足（合計数の5.8%）について知的財産権保護不足による模倣品や海賊版の横行、模倣品侵害の水際取締不足、知的財産権条約の未批准が、分類4の人の移動制限・雇用要求（4.2%）に関しては取締役の国籍要求や（特定の）現地人雇用義務を含む外国人雇用への制限、労働ビザの申請・更新の困難性や厳格化が、分類3の海外送金規制・外貨交換規制（4.0%）について海外送金の制約、為替ヘッジの困難、現地通貨取引規制、外貨管理関連の制約が、分類2のパフォーマンス要求（2.4%）について現地調達比率（国産化率）の引き上げ要求や優遇策とのリンクが、分類10の競争制限・価格規制（1.5%）において寡占的・独占的市場、独占的・内外差別的価格があげられる。

以下では、日本を除く20のAPEC加盟国・地域を低所得グループと高所得グループの2つのグループに分解し、顕在化しているAPEC諸国の貿易・投資障壁の特徴をより詳しく分析する。具体的には、2007年の一人あたりGDPが10,000ドル以下の11カ国を低所得グループ、10,000ドル超の9カ国を高所得グループ

とする（表3）⁸。図2は、表4の低所得グループ（内側）と高所得グループ（外側）の10大阻害要因別割合を図示したものである。また、図3は、各阻害要因について所得グループで分割したものである。これらの表や図から、3つの興味深い特徴が読みとれる。第一に、低所得グループに属する国・地域の方が、直接的・間接的な貿易・投資障壁が多い。低所得グループで指摘された項目はAPEC全体の71.8%を占めている。各グループの一カ国あたりの平均を比べてみても、高所得グループの平均が23項目であるのに対し、低所得グループの平均は48項目と、2倍以上である（表4と図3）。

表4 APEC加盟国・地域における貿易および投資の自由化・円滑化を妨げる要因：所得階層別比較

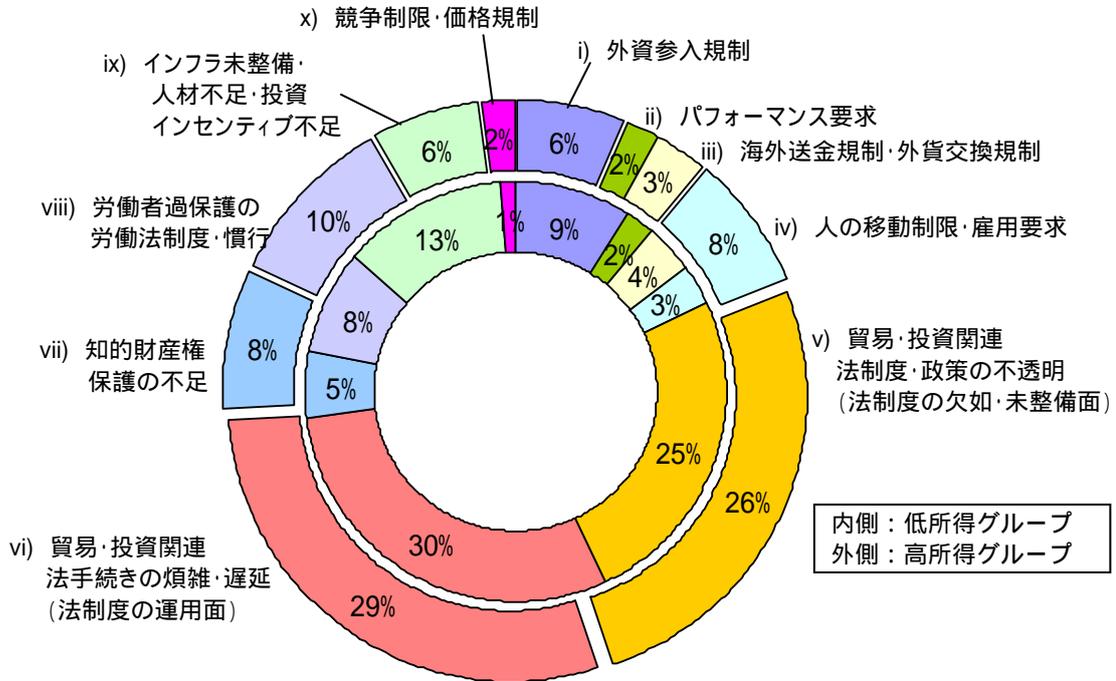
	2008							2005						
	指摘項目数 (合計)	指摘項目数 (低所得グループ)	指摘項目数 (高所得グループ)	低所得グループ比率 (%)	分野別比率 (合計、%)	分野別比率 (低所得グループ、%)	分野別比率 (高所得グループ、%)	指摘項目数 (合計)	指摘項目数 (低所得グループ)	指摘項目数 (高所得グループ)	低所得グループ比率 (%)	分野別比率 (合計、%)	分野別比率 (低所得グループ、%)	分野別比率 (高所得グループ、%)
自由化項目	140	99	41	70.7	18.8	18.6	19.4	146	107	39	73.3	21.1	22.3	18.5
i) 外資参入規制	61	49	12	80.3	8.2	9.2	5.7	52	39	13	75.0	7.5	8.1	6.2
ii) パフォーマンス要求	18	13	5	72.2	2.4	2.4	2.4	27	22	5	81.5	3.9	4.6	2.4
iii) 海外送金規制・外貨交換規制	30	23	7	76.7	4.0	4.3	3.3	26	20	6	76.9	3.8	4.2	2.8
iv) 人の移動制限・雇用要求	31	14	17	45.2	4.2	2.6	8.1	41	26	15	63.4	5.9	5.4	7.1
円滑化項目	603	433	170	71.8	81.2	81.4	80.6	545	373	172	68.4	78.9	77.7	81.5
v) 貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）	190	135	55	71.1	25.6	25.4	26.1	168	111	57	66.1	24.3	23.1	27.0
vi) 貿易・投資関連法手続きの煩雑・遅延（法制度の運用面）	213	153	60	71.8	28.7	28.8	28.4	187	138	49	73.8	27.1	28.8	23.2
vii) 知的財産権保護の不足	43	26	17	60.5	5.8	4.9	8.1	41	21	20	51.2	5.9	4.4	9.5
viii) 労働者過保護の労働法制度・慣行	62	41	21	66.1	8.3	7.7	10.0	51	28	23	54.9	7.4	5.8	10.9
ix) インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足	84	71	13	84.5	11.3	13.3	6.2	85	68	17	80.0	12.3	14.2	8.1
x) 競争制限・価格規制	11	7	4	63.6	1.5	1.3	1.9	13	7	6	53.8	1.9	1.5	2.8
合計	743	532	211	71.6	100.0	100.0	100.0	691	480	211	69.5	100.0	100.0	100.0
一カ国平均	37	48	23					35	44	23				

データ出所：表1と表2をもとに筆者作成。

注：低所得グループには1人あたりGDPが1万ドル以下の11カ国が含まれ、高所得国グループには残りの9カ国（日本をのぞく）が含まれている。

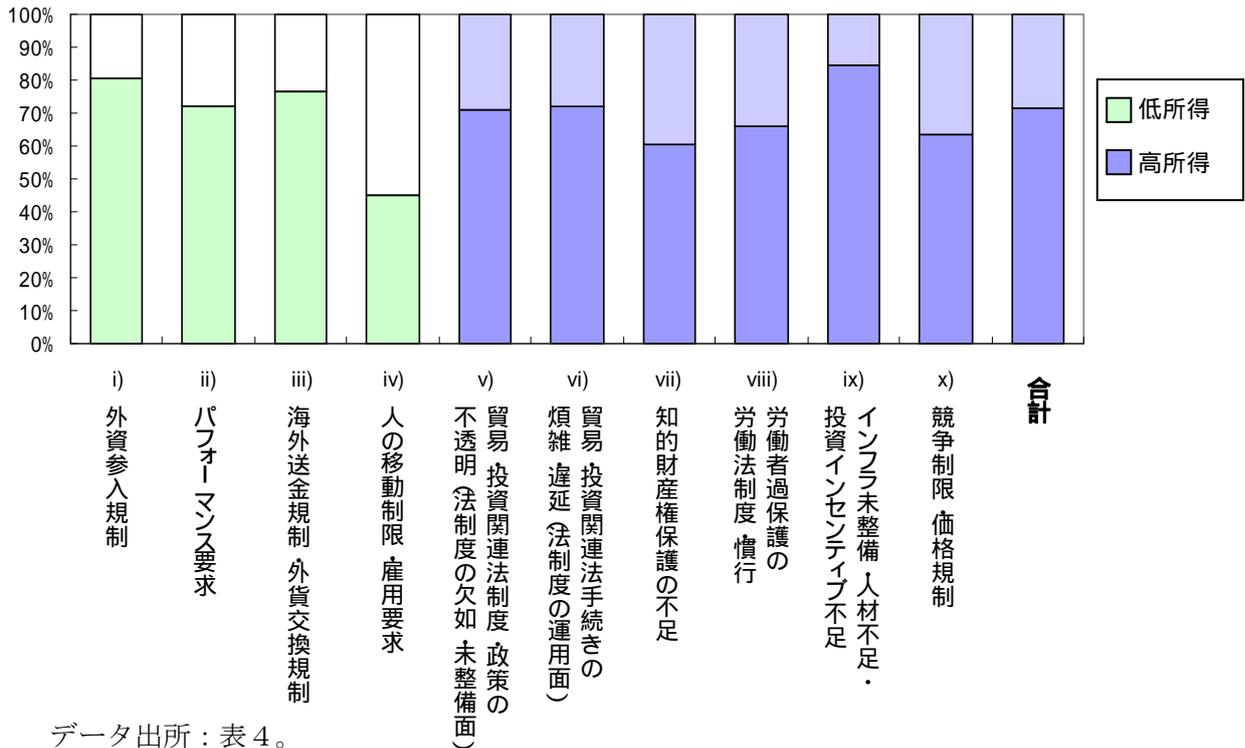
⁸ 低所得グループには、ベトナム、パプア・ニューギニア、フィリピン、インドネシア、中国、タイ、ペルー、マレーシア、ロシア、メキシコ、チリが、高所得グループには、台湾、韓国、ブルネイ、香港、ニュージーランド、（日本）、シンガポール、オーストラリア、カナダ、アメリカが属している。

図2 2008年における貿易・投資の自由化・円滑化
阻害要因：所得グループ別の分野比率



データ出所：表4。

図3 2008年における貿易・投資の自由化・円滑化
阻害要因：各項目における所得グループ比率



データ出所：表4。

第二に、とりわけ低所得グループでは、円滑化に加え、自由化関連の問題が多く指摘されている。阻害要因ごとに低所得グループの割合をみると、高い順に、分類9での84.5%、分類1での80.3%、分類3での76.7%、分類2での72.2%、分類6での71.8%などとなっている。低所得グループに属する国の数の方が多いことを考慮したとしても、自由化項目において低所得グループの割合が高いことは明白である（表4と図3）。APEC地域における貿易・投資をより一層盛んにするためには、とりわけ低所得国において円滑化に加え、さらなる自由化を実施していくことが必要不可欠である。

第三に、両所得グループともに最も多く指摘されている分野は貿易・投資関連の法制度の欠如・未整備面（分類5）や運用面（分類6）であることから、これらは共通の改善すべき優先課題であると考えられるが、それに続く優先分野はグループ間で大きく異なっている（表4と図2）。分類5と分類6について指摘比率の高い分野は、低所得グループでは、分類9のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足（13.3%）、分類1の外資参入規制（9.2%）、分類8の労働者過保護の労働法制度・慣行（7.7%）である⁹。一方、高所得グループのそれは、分類8の労働者過保護の労働法制度・慣行（10.0%）、分類4の人の移動制限・雇用要求（8.1%）、分類7の知的財産権保護の不足（8.1%）である¹⁰。なかでも、分類9のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足については、低所得グループにおいてAPEC全体の問題の85%が報告されているのに対し、分類4の人の移動制限・雇用要求に関しては、高所得グループが55%とAPEC全体の問題の半分以上を占めている。法制度の未整備・運用面での問題に加え、低所得国では、インフラ未整備、人材不足、投資インセンティブ不足等の問題や外資参入規制の解決・改善が、高所得国では、労働者過保護の労働法制度・慣行や人の移動・雇用要求に関する問題の解決・改善が優先されるべきであるということになる。

すでに述べたように、アンケート調査の性質上、進出企業数の多い国ほど（企業の関心が高い国ほど）問題が数多く指摘される（顕在化する）可能性があり、一方障壁の度合いが強すぎてそもそも進出企業が少なく問題点あまり報告されないということもあり得る。したがって、厳密な意味での時系列比較や各国比較は出来ないものの、2005年と2008年の分析結果を比較してみると、指摘項

⁹ 高所得グループにおいてはそれぞれ6.2%、5.7%、10.0%である。

¹⁰ 低所得グループにおいてはそれぞれ7.7%、2.6%、4.9%である。

目数は 691 から 743 へと増加している。また、所得水準グループで比較すると、高所得グループでは指摘項目総数がほとんど変わらないのに対し、低所得グループでは 480 から 532 へと大幅に増えている。特に中国(91 項目から 134 項目)、メキシコ(42 項目から 52 項目)、フィリピン(48 項目から 57 項目)、ベトナム(50 項目から 58 項目)、チリ(10 項目から 18 項目)では 8 項目以上増えており、これらの国々が低所得グループ全体の問題点の数を大きく押しあげている。

では、どのような分野での問題点が増加しているだろうか。APEC 全体で指摘されている自由化項目と円滑化項目を比較すると、自由化項目総数は 146 から 140 へと若干減少しているもののあまり変化していないのに対し、円滑化項目総数は 545 から 603 へと大幅に増加している¹¹。このような円滑化項目の急増は、分類 5 と 6 の法制度の欠如・未整備面や運用面や分類 8 の労働法制度・慣行における問題の大幅な増加に起因している。

国別に見ると、指摘項目数が著しく伸びた国の中でも、フィリピンや近年進出企業が急増しているベトナムでは、自由化阻害要因が減少する一方で、法制度の運用面での問題点をはじめとする円滑化阻害要因が大幅に増加している。また、メキシコや進出企業数の多い中国では自由化阻害要因が若干増加するとともに、法制度の欠如・未整備面や運用面での問題点などが大幅に増加し、円滑化阻害要因がそれぞれ 66 項目から 107 項目、39 項目から 48 項目へと増加している。円滑化阻害要因の急増の場合、新しい規制の実施という可能性もあるが、むしろ、企業活動の拡大・強化に伴ってそのような問題が顕在化した場合の方が多いただろう。いずれにせよ、貿易・投資の円滑化が障壁削減の鍵を握るようである。

一方、低所得グループの中でも問題点が大幅に減少した国もある。例えば、インドネシア、マレーシア、タイといった ASEAN 諸国では、それぞれ 62 項目から 42 項目、53 項目から 44 項目、69 項目から 60 項目へと 9 項目以上減少している。これらのうちインドネシアとタイについては、自由化項目がほぼ横ばいである一方で、法制度の欠如・未整備面や運用面での問題点を中心に円滑化阻害要因がそれぞれ 52 項目から 28 項目、53 項目から 45 項目へと減少している。マレーシアについては、自由化と円滑化の両面で阻害要因が減少しているが、

¹¹ 自由化項目については、全体としての変化はあまり大きくないが、その構成分野によって増減の傾向が異なる。具体的には、分類 1 の外資参入規制と分類 3 の海外送金規制・外貨交換規制では障壁が増加し、分類 2 のパフォーマンス要求と分類 4 の人の移動制限・雇用要求では減少している。

インドネシアやタイのパターンとは異なり、阻害要因の総数の減少は、円滑化項目よりも自由化項目の減少（17項目から11項目）によるところが大きい。

以下では、国・地域別に主要な問題点を簡単に紹介する。

オーストラリア

オーストラリアで指摘されている項目数は APEC 全体で報告されたものの 5% 程度（36 項目）を占めており、2005 年時点と比較し、あまり大きな変化はみられない。主要な阻害要因は、分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）（13 項目）、分類 6 の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）（8 項目）、分類 9 のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足（5 項目）である。具体例としては、分類 5 の個人の在外資産所得・在外銀行口座の為替差損益への課税や、契約当事者双方への印紙税賦課・印紙税規定の不合理的移などの課税関連問題、転価格関連の問題、分類 6 の就労ビザの申請・更新、外資企業の投資審査、登記、支店登録などの諸手続きの煩雑さや煩雑さゆえの遅延、分類 9 の管理職・技術者等の人材不足や、道路・港湾・鉄道（コンテナ輸送）等のインフラ未整備・不足があげられる。

ブルネイ

ブルネイについては、2005 年において 1 項目指摘されていたものの、2008 年には 1 つもない。次節のビジネス環境の評価も考慮すると、おそらく障壁がないというよりは、ブルネイへの進出企業が少なく（表 3 によれば進出企業は 1 社のみ）、そのために、問題点が指摘されてないと考えられる。

カナダ

カナダにおける指摘項目数は 24 であり、APEC 全体の 3% 強とあまり多くない。また、2005 年時点と比較しても大きな変化はみられない。主要な阻害要因の多くは、分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）あるいは分類 6 の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）に含まれる問題点である。具体例としては、連結納税制度の未整備や資本税などの課税関連の問題、州・自治体ごとに異なる安全・環境基準や基準認証関連の法制度（統一的な基準の欠如や運用面での問題）などがあげ

られる。

チリ

チリについて指摘されている問題は APEC 全体で報告されたものの 2.4% (18 項目) を占める程度であり、それほど多くない。しかし、2005 年と比較すると、円滑化阻害要因の数は増加している。チリで特徴的なのは、2005 年、2008 年ともに自由化項目は指摘されておらず、すべてが円滑化項目だという点である。また阻害要因の半分は、分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）の問題であり、具体的には、租税条約欠如による二重課税排除の（法制度未整備）問題、高率の付加価値税などの課税関連、鉱山売上へのロイヤルティ導入の恐れ、配当再投資の免税条件の実務対応困難、国際会計基準との不整合や強制規格の国際調和不足などがあげられる。

中国

中国では APEC の中で最も多くの問題点が指摘されており、中国に対する指摘項目数は APEC 全体の 18% (134 項目) を占める。2005 年と比較すると、2008 年では自由化項目が合計で 27 項目 (2005 年は 25 項目) とそれほど変わらないのに対し、円滑化項目が 66 項目から 107 項目へと大幅に増加している。その大部分は、分類 6 の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）(44 項目) と分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）(43 項目) であり、それ以外の円滑化項目としては分類 7 の知的財産権保護の不足 (9 項目) が多い。具体的には、分類 6 としてのさまざまな法制度の手続き上の煩雑さ、遅延、非効率性、恣意的な解釈、地域ごとに異なる不統一性、分類 5 としての様々な法制度の未整備、不透明性、突然で頻繁な変更、分類 7 としての知的財産権保護不足による模倣品や海賊版の横行を含む知的財産権関連の問題、特許関連の問題などがあげられる。

また、自由化項目 (27 項目) においても、分類 2 のパフォーマンス要求と分類 4 の人の移動制限・雇用要求については問題点が減少しているのに対し、分類 1 の外資参入規制 (11 項目) と分類 3 の海外送金規制・外貨交換規制 (12 項目) に関しては増加している。分類 1 や分類 3 の具体例としては、合弁関連の制約・規制や外資最適資本金要件や外資投資会社による資本の用途制限、海外送金関連のさまざまな規制や外貨管理上の規制・禁止要件などがある。

香港

香港で指摘されている問題点は APEC 全体で報告されたものの 2%弱 (13 項目) と少ない。そのほとんどが円滑化項目である。具体的には、分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明 (法制度の欠如・未整備面) (4 項目) に含まれる租税条約締結による二重課税排除の欠如、合弁事業の二重納税問題、対香港タックスヘブンを対策税制の強化など税制関連の問題、分類 6 の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延 (法制度の運用面) (3 項目) に含まれる積み替え手続きの煩雑化や CEPA 申請手続きの遅延、分類 7 の知的財産権保護の不足 (3 項目) の知的財産保護不足による模倣品や海賊版の横行や中国からの模倣品侵害の水際取締不足などの知的財産保護関連の問題や商標権保護制度の未整備・不足などがある。

インドネシア

インドネシアで指摘されている問題点は 42 項目 (APEC 全体の約 6%に相当) あり、2005 年と比較すると、改善すべき問題は依然として残っているものの 66 項目から大幅に減少している。分類 1 の外資参入規制関連項目数が 5 から 10 へと増加し自由化項目数の合計を押しあげているものの、分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明 (法制度の欠如・未整備面) と分類 6 の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延 (法制度の運用面) における問題点は大幅に縮小され、円滑化項目総数は 52 から 28 へと減少している。主要な阻害要因は、分類 6 の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延 (法制度の運用面) (11 項目)、分類 1 の外資参入規制 (10 項目)、分類 9 のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足 (6 項目) である。具体的には、分類 6 の勤労ビザ申請・更新手続きや税法関連手続きなどの煩雑さ・遅延、付加価値税還付手続きなどの遅延、税関における運用・解釈の不統一性や徴税の恣意性や腐敗など制度適用における恣意性、賄賂の慣習・汚職、分類 1 の特定分野での外資参入制限や外資比率制限、外資による土地所有制限、分類 9 の電力・道路・港湾等のインフラの未整備・不足や管理力・技術者等の人材不足による人材採用の困難などがあげられる。

韓国

韓国において指摘されている問題点は APEC 全体で報告されたものの 4%程度

(32項目)を占める。37項目が指摘されている2005年と比較すると、分類5から分類7を中心に円滑化関連の問題点が若干減少している。主要な阻害要因は分類8の労働者過保護の労働法制度・慣行(10項目)であり、ついで分類5の貿易・投資関連法制度・政策の不透明(法制度の欠如・未整備面)や分類6の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延(法制度の運用面)(いずれも5項目)などとなっている。分類8の具体例としては、外資参入への労働組合の抵抗や労働組合の意志決定の不正を含む労働組合関連の問題、労働者側に過度に有利な労使協定・慣行、解雇の困難、高率の賃上げ、ストライキの慣行などがあげられる。

マレーシア

マレーシアではAPEC全体で報告されたものの6%に相当する問題が指摘されているが、指摘項目数は2005年の53項目から44項目へと減少し、自由化・円滑化別にみても、いずれの項目も減少している。主要な阻害要因は、分類6の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延(法制度の運用面)(10項目)、分類5の貿易・投資関連法制度・政策の不透明(法制度の欠如・未整備面)(8項目)、分類9のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足(7項目)、分類1の外資参入規制(5項目)、分類8の労働者過保護の労働法制度・慣行(5項目)である。具体的には、分類6としての輸入関税還付・免税手続き、勤労ビザ申請・更新手続きなど諸手続の煩雑さ・遅延・困難、制度適用における恣意性(法の解釈・運用の不統一性や税関による運用・解釈の相違)、分類5としての合弁会社の株式譲渡制限をはじめとする法制度の不透明性、分類9としての管理力・技術者等の人材不足による人材確保の困難、高い離職率、電力不足や道路・交通インフラの未整備などのインフラ関連の問題、優遇政策関連として国民車の差別的優遇による外資系メーカーへのインセンティブ不足、分類1としての特定分野での(外資)参入制限や外資比率規制、分類8としての解雇の困難や高率の賃上げ等の賃金関連の問題などがあげられる。

メキシコ

メキシコについて指摘されている問題点は52項目あり、これはAPEC全体で報告されたものの7%相当である。ただし、42項目であった2005年と比較すると、法制度の運用面での問題やインフラ未整備・投資インセンティブ不足を中

心に円滑化阻害項目が大幅に増加している。主要な阻害要因は、分類9のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足（16項目）、分類6の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）（15項目）、分類5の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）である。その具体例としては、分類9の高い離職率、マキラドーラでの労働力不足、港湾、通信、廃棄物処理などのインフラの未整備・不備、公共料金の高騰、外資優遇策の不足・縮小・不明瞭、分類6の船積前検査、複雑なPROSEC、通関、就労ビザ申請・更新など諸手続の煩雑さ・遅延、税関による運用・解釈の相違や徴税の恣意性・腐敗などの制度適用における恣意性、汚職、分類5のさまざまな法制度の不透明性や突然の（かつ頻繁な）変更があげられる。

ニュージーランド

ニュージーランドにおける障壁は15項目であり、APEC全体で報告されたものの2%程度と少ないものの、2005年と比較すると、分類6の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）において問題点が増加しており、全体の問題点の数を引き上げている。この分類6（6項目）と分類5の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）（4項目）がニュージーランドの阻害要因全体の3分の2を占めている。具体例としては、外資企業登記、テロ対策（それに伴う物流の遅延・コスト増）、勤労ビザ申請・更新などの諸手続き上の煩雑さ・遅延、輸入貨物検査の遅延などがあげられる。また、唯一自由化項目として指摘されている問題点としては、外資水産会社に対する高額な業務追加許可申請料がある。

パプア・ニューギニア

ブルネイと同様に、進出日本企業は2社のみ（表3）と少なく、指摘された問題点も4項目のみである。具体的には、並行輸入や悪質な中古車輸入業者の横行、港湾インフラ（輸送キャパシティー）や舗装道路のメンテナンスの不足（道路混雑・通行制限を含む）といったインフラ整備関連の問題である。

ペルー

ペルーにおいて指摘されている障壁は13項目（APEC全体の2%弱）あり、2005年と同様、そのすべての問題が円滑化項目である。さらに、そのほとんどが分

類5の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）（9項目）であり、デリバティブ取引税制などの法制度の未整備、投資関連法規の許認可基準などの法制度の不明確性、法制度の突然の変更などが含まれる。第3節で紹介しているビジネス環境指数によれば、ペルーのランキングはかなり低いことから、本分析における指摘項目数の少なさと他のビジネス環境における低評価とのギャップは、ペルーに進出する日本企業が少ないことから生じているのであろう。

フィリピン

フィリピンで指摘されている項目数はAPEC全体で報告されたものの8%弱（57項目）に相当する。2005年と比較すると、この国では自由化阻害要因が減少する一方で、法制度の運用面での問題点などの円滑化阻害要因が大幅に増加している。主要な阻害要因は、分類6の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）（16項目）、分類5の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）（11項目）、分類8の労働者過保護の労働法制度・慣行（10項目）、分類9のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足（8項目）などである。具体例としては、分類6の勤労ビザ申請・更新、輸入貨物検査、付加価値税還付等の諸手続における煩雑さや遅延、税関による解釈・運用の不統一、法人税調査徴税や徴税など制度適用における恣意性や法解釈の不統一、汚職、分類5の投資優遇制度など法制度の不透明性、当然の祝日の設定を含む法制度の突然の変更や法制度の変更の周知不足、分類8の解雇の困難、最低賃金の大幅なかつ頻繁な引き上げや降格や減給の不可・困難を初めとする賃金関連の問題、不合理な若年者雇用年齢制限、分類9の高い離職率、電力や道路などのインフラの未整備・不足、サポーティングインダストリー育成のインセンティブ不足などがあげられる。

ロシア

ロシアについて指摘されている障壁は50項目あり、APEC全体で報告されたものの7%弱を占める。2005年と比較すると、フィリピンと同様、ロシアも、円滑化項目での問題点の増加が全体の問題点の数を43から50へと押しあげている。主要な阻害要因は、分類6の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）（15項目）、分類5の貿易・投資関連法制度・政策

の不透明（法制度の欠如・未整備面）（12項目）、分類9のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足である。具体例としては、分類6の外国人居住登録、会社設立などの諸手続きの煩雑さや遅延、不必要な書類やロシア語のみによる税務申告や投資許可などの手続き上の非効率性、法の解釈・運用の不統一をはじめとする制度適用における恣意性、汚職、分類5の税制、関税評価、通関など法制度の未整備・不透明・施行遅延、法制度の突然かつ頻繁な変更、分類9の電力不足・不安定性や輸送業者不足・輸送費の高さなどのインフラ関連の問題、外資優遇策や産業別政策の不足、金融市場の未整備、安全・治安面での不安などがあげられる。

シンガポール

シンガポールでは2005年から2008年にかけてあまり変化がなく、2008年時点での指摘項目数は7項目（APEC全体の1%程度）と少ない。しかもそのほとんどは分類8の労働者過保護の労働法制度・慣行（3項目）か分類9のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足（3項目）である。具体的には、厚生年金や教育基金の会社負担（増）、人材採用・確保の困難やジョブホッピング慣行があげられる。

台湾

台湾では30項目（APEC全体の4%）の問題点が指摘されている。2005年と比較すると、分類6の法制度の運用面での問題の増加（4項目から9項目）を反映して、合計数も若干増加しているが、それ以外に大きな変化は見受けられない。主要な阻害要因は、分類5の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）（10項目）と分類6の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続きの煩雑・遅延（法制度の運用面）（9項目）であり、具体的には、未配当利益への課税や印紙税賦課など課税関連の問題、製品認証にかかる登録対象品目の追加や審査登録機関の限定、外資企業への銀行融資制限、保税区内での課税手続きなどの煩雑さ、源泉課税の特例認証手続きなどの遅延、税関を含む法の解釈・運用の不統一といった制度適用における恣意性などが含まれる。

タイ

タイではAPEC全体の8%弱に相当する60の問題が指摘されている。69項目

が指摘されていた 2005 年と比較すると、分類 6 の法制度の運用面での問題（24 項目から 20 項目）や分類 9 のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足（9 項目から 5 項目）を中心に円滑化項目が減少し、全体の阻害項目数の削減につながっている。主要な阻害要因は、分類 6 の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）（20 項目）、分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）（14 項目）、分類 1 の外資参入規制（8 項目）である。具体例としては、分類 6 としての源泉税納税、BOI 許可・報告、通関、勤労ビザ申請・更新、輸入関税や付加価値税還付などに関する諸手続における煩雑さ、遅延、税関連の制度適用における恣意性や法解釈の不統一、分類 5 としての外為法・税制の施行規則、統一運用基準などの法制度の未整備（不備）、事業再編関連などの法制度の不透明性、税制の引当基準の不備や優遇措置への物品税の適用条件（エコカー政策）などの課税関連の問題、分類 1 としての特定分野における（外資）参入制限や外資比率制限、外資最低資本金要件などがあげられる。

アメリカ

アメリカについて指摘された問題点の数は APEC 全体で報告されたものの 7% 強（54 項目）を占める。指摘項目総数が 50 であった 2005 年と比較すると、人の移動制限・雇用要求や法制度の欠如・未整備面や運用面での問題が増加する一方で、それ以外の項目ではかわらないか減少している。主要な阻害要因は、分類 6 の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）（22 項目）、分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）（11 項目）、分類 7 の知的財産権保護の不足（7 項目）、分類 4 の人の移動制限・雇用要求（6 項目）である。具体的には、分類 6 の通関、輸入許可、勤労ビザ申請・更新、輸入貨物検査、船積み前検査などの諸手続の煩雑さや遅延、テロ対策による物流の遅延・コスト増、州・都市毎に異なる基準・認証（不統一）、分類 5 の WTO と不整合なアンチダンピングの乱用、通関システムにおける新たなプログラムやコンテナ 100 スキャニングの導入、自動車ラベリングによる輸入品・外資の排除や環境規制の州・地方自治体毎の相違・統一基準の不備など安全・環境基準や基準認証関連の問題、分類 7 の特許関連の問題、分類 4 の労働ビザ取得困難、発給条件の厳格化・発給制限など労働ビザ関連の問題があげられる。

ベトナム

ベトナムでは 58 項目の問題（APEC 全体の 8%弱）が指摘されている。近年進出する企業が急増しているベトナムでは、自由化阻害項目数が 2005 年の 16 から 9 へと減少する一方で、法制度の欠如・未整備面（6 項目から 12 項目）や運用面（14 項目から 18 項目）での問題点などが大幅に増加している。進出企業数の増加に伴い、さまざま法制度の未整備・運用面での問題が、より一層顕在化してきたと考えられる。主要な阻害要因は、分類 6 の貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）（18 項目）、分類 5 の貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）（12 項目）、分類 9 のインフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足である。具体例としては、分類 6 の通関、勤労ビザ申請・更新、輸入許可や AICO 許可をはじめとする諸手続の煩雑さ・遅延、税関による運用・解釈の相違を含む制度適用における恣意性や原産地規則などの法解釈の不統一性、汚職、分類 9 の管理職・技術者等の人材不足による人材採用・確保の困難、電力・道路・港湾などのインフラの未整備・不足があげられる。

3. ビジネス環境

第 2 節では、日本企業の視点から、日本以外の APEC 加盟国・地域において貿易や投資を妨げる要因としてどのような項目があり、どのような改善が望まれているのかを分析してきた。本節では、日本も含めた APEC 加盟国・地域におけるビジネス環境をどう評価でき、域内の貿易・投資をより一層活発にするためには何が必要であるのかを議論していく。第 1 節でも述べたように、ビジネス環境は投資のしやすさやそのパフォーマンスに直接的に係わるとともに、投資の増減を通じて間接的に貿易の増減にも影響しうる。一方、貿易のしやすさもビジネス環境の改善につながり、さらなる投資を呼び込む可能性を生む。そこで、本節では、World Bank (2009b)から入手できる Doing Business というビジネスのし易さを表すビジネス環境指数（2009 年）と、World Economic Forum (2009) から入手できる国際競争力指数など（2008 年-2009 年）のデータを用いながら、APEC 域内のビジネス環境を評価し、APEC 加盟国・地域において優先的に解決されるべき問題点を探ることとする。

表 5 は Doing Business というビジネス環境指数から見た APEC 加盟国・地域

のランキングを示したものであり、表6がそのランキングの構成要素とその評価を表したものである。総合ランキングをみると、高所得国・経済においてランキングが高い傾向にあり、2009年のランキング対象国181カ国中上位10カ国に、シンガポール（1位）、ニュージーランド（2位）、アメリカ（3位）、香港（4位）、カナダ（8位）、オーストラリア（9位）のAPEC6カ国が入っている。一方、低所得国においてランキングが相対的に低く、例えば80位以下に入る国としては、低い方から、フィリピン（140位）、インドネシア（129位）、ロシア（120位）、パプア・ニューギニア（95位）、ベトナム（92位）、ブルネイ（88位）、中国（83位）があげられる。APEC地域全体としては、単純平均で181カ国中51位であることからビジネス環境は比較的好ましいと考えられるが、域内国の間でもビジネス環境が大きく異なっており、低ランキングの国での大幅なビジネス環境改善が期待される。

表5 APEC加盟国・地域におけるビジネス環境指数（doing business）

(a) 2009																							
総合ランキング(181カ国中)	9	88	8	40	83	4	129	12	23	20	56	2	95	62	140	120	1	61	13	3	92	51	49
項目別ランキング																							
起業	3	130	2	55	151	15	171	64	126	75	115	1	92	116	155	65	10	119	44	6	108	77	75
許認可取得	57	72	29	62	176	20	80	39	23	104	33	2	124	115	105	180	2	127	12	26	67	69	69
雇用	8	5	18	74	111	20	157	17	152	48	141	14	31	149	126	101	1	159	56	1	90	70	74
登記	33	177	32	39	30	74	107	51	67	81	88	3	73	41	97	49	16	26	5	12	37	54	48
信用取得	5	109	28	68	59	2	109	12	12	1	59	5	131	12	123	109	5	68	68	5	43	49	46
投資家保護	53	113	5	38	88	3	53	15	70	4	38	1	38	18	126	88	2	70	11	5	170	48	45
徴税	48	35	28	41	132	3	116	112	43	21	149	12	87	85	129	134	5	100	82	46	140	74	76
貿易	45	42	44	53	48	2	37	17	12	29	87	23	89	93	58	161	1	30	10	15	67	46	46
契約執行力	20	157	58	65	18	1	140	21	8	59	79	11	162	119	114	18	14	88	25	6	42	58	53
事業撤退	14	35	4	112	62	13	139	1	12	54	23	17	102	96	151	89	2	11	46	15	124	53	54
(b) 2005																							
総合ランキング(175カ国中)	9	n.a.	4	24	108	6	131	12	23	25	62	1	53	78	121	97	2	43	19	3	98		46
項目別ランキング																							
起業	2	n.a.	1	28	141	5	161	87	105	66	93	4	67	118	99	38	11	86	23	3	89		61
許認可取得	24	n.a.	32	45	151	62	129	3	26	134	28	2	101	116	112	164	10	146	6	18	28		67
雇用	11	n.a.	12	59	77	15	141	28	108	37	110	8	18	159	118	88	4	155	46	1	137		67
登記	32	n.a.	25	28	21	57	118	35	65	68	73	1	62	29	91	40	12	22	16	10	30		42
信用取得	3	n.a.	7	33	117	2	76	13	19	3	59	3	96	59	96	160	7	41	41	7	76		46
投資家保護	43	n.a.	5	18	114	3	58	12	58	3	133	1	33	18	151	58	2	58	33	5	170		49
徴税	35	n.a.	21	38	169	5	129	89	50	49	128	12	87	133	96	111	8	77	54	55	116		73
貿易	23	n.a.	8	40	35	15	55	20	26	41	77	12	49	87	61	137	2	43	97	10	68		45
契約執行力	8	n.a.	15	70	59	10	144	6	18	78	82	16	85	106	50	25	23	60	43	4	90		50
事業撤退	14	n.a.	4	93	69	13	126	1	12	47	21	20	94	70	143	80	2	5	36	16	105		49

データ出所：World Bank（2009b）

注：平均はAPEC加盟国・地域の単純平均である。また、この表では、ランキングが100位以下である項目をハイライトしている。

表 6 APEC 加盟国・地域におけるビジネス環境指数の構成要素とその評価(2009)

起業	手続き数	2	18	1	9	14	5	11	8	10	9	9	1	8	10	15	8	4	8	8	6	11
	日数	2	116	5	27	40	11	76	23	17	13	28	1	56	65	52	29	4	42	33	6	50
	費用（一人あたり所得比%）	1	9	1	8	8	2	78	8	17	15	13	0	24	26	30	3	1	4	5	1	17
	最低資本金（一人あたり所得比%）	0	0	0	0	158	0	74	0	54	0	11	0	0	0	6	2	0	177	0	0	0
許認可取得	手続き数	16	32	14	18	37	15	18	15	13	25	12	7	24	21	24	54	11	29	11	19	13
	日数	221	167	75	155	336	119	176	187	34	261	138	65	217	210	203	704	38	193	156	40	194
	費用（一人あたり所得比%）	13	5	104	101	698	19	221	19	155	8	131	26	95	140	90	2613	21	124	9	13	313
雇用	雇用の困難指数（0-100）	0	0	11	33	11	0	61	0	44	0	33	11	11	44	56	33	0	78	33	0	11
	労働時間の厳密指数（0-100）	0	20	0	20	20	0	0	20	60	0	40	0	20	40	20	60	0	40	20	0	20
	解雇の困難指数	10	0	0	20	50	0	60	30	30	30	70	10	0	60	30	40	0	40	0	0	40
	雇用の厳格指数（0-100）	3	7	4	24	27	0	40	17	45	10	48	7	10	48	35	44	0	53	18	0	24
	解雇費用（単位：週賃金）	4	4	28	52	91	62	108	4	91	75	52	0	39	52	91	17	4	91	54	0	87
登記	手続き数	5	..	6	6	4	5	6	6	7	5	5	2	4	5	8	6	3	3	2	4	4
	日数	5	..	17	31	29	54	39	14	11	144	74	2	72	33	33	52	9	5	2	12	57
	費用（資産比%）	5	..	2	1	3	5	11	5	5	3	5	0	5	3	4	0	3	6	1	1	1
信用取得	法的権利指数（0-10）	9	7	6	4	6	10	3	7	7	10	4	9	5	7	3	3	10	4	4	8	7
	信用情報指数（0-6）	5	0	6	5	4	5	4	6	6	6	6	5	0	6	3	4	4	5	5	6	4
	公的部門未返済記録者（成人比%）	0	0	0	28	59	0	26	0	0	53	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	13
	民間部門未返済記録者（成人比%）	100	0	100	35	0	70	0	76	90	..	71	100	0	33	5	10	48	63	32	100	0
投資家保護	公開指数（0-10）	8	3	8	7	10	10	9	7	7	10	8	10	5	8	2	6	10	7	10	7	6
	管理職責任能力（0-10）	2	2	9	6	1	8	5	6	2	9	5	9	5	5	2	2	9	4	7	9	0
	株主力指数（0-10）	7	8	8	5	4	9	3	8	7	7	5	10	8	7	8	7	9	5	6	9	2
	投資家保護指数（0-10）	6	4	8	6	5	9	6	7	5	9	6	10	6	7	4	5	9	5	8	8	3
徴税	手続き数	12	15	9	10	9	4	51	13	14	12	27	8	33	9	47	22	5	23	23	10	32
	時間（単位：時間）	107	144	119	316	504	80	266	355	250	145	549	70	194	424	195	448	84	340	264	187	1050
	法人税（%）	27	32	26	18	12	19	27	34	19	17	23	32	22	27	26	11	8	20	29	24	21
	個人所得税・社会保障（%）	22	6	13	4	59	5	11	16	13	16	27	2	11	12	10	32	15	17	6	10	19
	その他の税（%）	1	0	7	4	9	0	0	5	2	2	1	1	9	2	14	6	5	4	4	9	0
総税率（%）	50	37	45	26	80	24	37	55	34	35	52	36	42	41	51	49	28	40	38	42	40	
貿易	輸出：手続き数	6	6	3	6	7	4	5	4	4	7	5	7	7	7	8	8	4	7	4	4	6
	輸出：日数	9	28	7	21	21	6	21	10	8	18	17	10	26	24	16	36	5	13	14	6	24
	輸出：費用（コンテナあたりUS\$）	1200	630	1660	745	460	625	704	989	767	450	1472	868	664	875	816	2150	456	757	625	990	734
	輸入：手続き数	6	6	4	7	6	4	6	5	6	7	5	5	9	8	13	4	7	3	5	5	8
	輸入：日数	12	19	11	21	24	5	27	11	8	14	23	9	29	25	16	36	3	12	13	5	23
	輸入：費用（コンテナあたりUS\$）	1239	708	1785	795	545	633	660	1047	747	450	2700	850	722	895	819	2150	439	769	795	1245	901
契約執行力	手続き数	28	58	36	36	34	24	39	30	35	30	38	30	43	41	37	37	21	47	35	32	34
	日数	395	540	570	480	406	211	570	316	230	600	415	216	591	468	842	281	150	510	479	300	295
	費用（負債比%）	21	37	22	29	11	15	123	23	10	28	32	22	110	36	26	13	26	18	14	9	31
事業撤退	年数	1	3	1	5	2	1	6	1	2	2	2	1	3	3	6	4	1	2	3	2	5
	費用（資産比%）	8	4	4	15	22	9	18	4	4	15	18	4	23	7	38	9	1	4	36	7	15
	回復率（100セント指標）	79	47	89	21	35	80	14	93	81	39	64	76	25	25	4	28	91	81	42	77	18

データ出所：World Bank（2009b）

では、APEC 全体としては、どのような分野が強みであり、どのような分野で今後大幅な改善が期待されるのだろうか。国によって強み・弱みが異なるが、Doing Business の 10 項目別に APEC 加盟国・地域の単純平均を見ると、APEC 全体としては、貿易面（46 位）においてランキングが最も高く、総合ランキングの平均（51 位）を上回っている。ロシア（161 位）、ペルー（93 位）、パプア・ニューギニア（89 位）、メキシコ（87 位）などではランキングが低いものの、インドネシア（2005 年の 55 位から 2009 年の 37 位）、マレーシア（41 位から 29 位）、タイ（97 位から 10 位）などの ASEAN 諸国ではランキングが急上昇している。これらの ASEAN 諸国における近年の貿易自由化・円滑化への取組が、貿易面でのランキングの著しい上昇につながるとともに、分野別での高ランキングに貢

献していると考えられる。興味深いことに、これらの3カ国は、まさに第2節の分析において、貿易・投資の自由化・円滑化を妨げるような問題点が大幅に減少した国である。

逆に、ランキングの平均が相対的に低い分野としては、起業（77位）、徴税（74位）、雇用（70位）、許認可取得（69位）があげられる。言い換えれば、これらの分野では改善の余地が大きい。表6からわかるように、起業については、ブルネイ（18種類）、フィリピン（15種類）、中国（14種類）、インドネシア（11種類）、ベトナム（11種類）で手続き数が10種類を越え、ブルネイ（116日）、インドネシア（76日）、ペルー（65日）、パプア・ニューギニア（56日）、フィリピン（52日）、ベトナム（50日）などで時間がかかり、インドネシアなどでかなり費用がかさんでいる。さらに、中国や台湾を中心に、高い最低資本金が規定されている¹²。これらの制約を軽減することは、確実に投資の自由化・円滑化につながるはずである。

徴税面においては、インドネシア（51種類）、フィリピン（47種類）、パプア・ニューギニア（33種類）、ベトナム（32種類）などで手続き数が多く、ベトナム（1050時間）、メキシコ（549時間）、中国（504時間）、ロシア（448時間）、ペルー（424時間）などで時間がかかり、中国（80%）、日本（55%）、メキシコ（52%）、フィリピン（51%）などでは税率の合計（対利益比率）が高い。税率を削減させるだけでなく、種類・時間ともに縮小し、効率化を図る必要がある。

雇用については、台湾やインドネシアで雇用の困難度合いが強く、メキシコ、インドネシア、ペルーで解雇の困難度合いが強い。また双方で登場するインドネシア（108週分の賃金に相当）を筆頭に、中国、韓国、フィリピン、台湾（いずれも91週分）、ベトナム（87週分）などで解雇費用の高さが目立っている。

許認可取得に関しては、APEC 21カ国・地域のうち8カ国（ロシア、中国、ブルネイ、台湾、マレーシア、パプア・ニューギニア、フィリピン、ペルー）で手続き数が20種類を越え、7カ国（ロシア、中国、マレーシア、オーストラリア、ペルー、パプア・ニューギニア、ペルー、フィリピン）で時間が200日を越え、ロシアや中国などで費用の高さが際立っている。費用だけでなく、手続きそのものを簡略化し、手続きにかかる時間を短縮化できるような制度改革を行うことが望ましい。

¹² 最低資本金以外にも、最低授権資本要件や最低振込資本要件などを規定している国もある。詳しくは、例えば日本貿易振興機構（2009）を参照のこと。

起業、許認可取得、徴税のいずれの面においても、規制の緩和や実費の削減だけでなく、手続き数の削減を含めた手続きの簡略化と手続きにかかる時間の短縮化を通じて、諸手続の効率化を実現できるような体制が求められている。また、インドネシアを筆頭に労働市場における柔軟性の確保も重要だろう。これらの課題は、まさに第2節での分析結果と一致しており、その改善がいかに必要とされているかがよくわかる。

10項目の中では最もランキングの平均が高い貿易に関しても、日数や費用という面で、まだ改善の余地がある。例えば、ロシア、メキシコ、カナダ、オーストラリアを筆頭に、輸出入のための費用削減が望まれ、ロシア、パプア・ニューギニア、ペルー、インドネシア、ベトナム、中国、チリを中心に、輸出入にかかる時間短縮が期待される。その実現のためにも、港湾・道路等の物流関連インフラの充実や、関税・非関税措置の削減・簡素化に加えて、通関業務の効率化がもとめられる。

表7は、国際競争力指数のランキングとスコアをまとめたものである。APEC加盟国・地域は相対的にランキングが高く、2008年—2009年の調査対象134カ国中30位以内に、アメリカ（134カ国中1位）、シンガポール（5位）、日本（9位）、カナダ（10位）、香港（11位）、韓国（13位）、台湾（17位）、オーストラリア（18位）、マレーシア（21位）、ニュージーランド（24位）、チリ（28位）、中国（30位）の12カ国・地域が入っている。ランキングが下位半分に入るのはペルー（81位）のみと少なく、APEC地域には相対的に国際競争力を有する国が多いと言えよう。ただし、分野別に見ると、100位以下と極端に低いランキングの項目もある。具体的には、ロシア（110位）、フィリピン（105位）、ペルー（101位）の制度機構、ペルー（110位）のインフラ、メキシコ（110位）、フィリピン（101位）の労働市場効率、ロシア（112位）、中国（109位）の金融市場の高度化、ブルネイの市場規模（116位）、ペルー（110位）の事業革新である。これらの分野・国では、大幅な改善が期待される。

表7 APEC加盟国・地域における国際競争力指数（GCI）

ランキング (134カ国中)																					
総合 (GCI 2008-2009)	18	39	10	28	30	11	55	9	13	21	60	24	83	71	51	5	17	34	1	70	33
基礎的要件	15	29	8	36	42	5	76	26	16	25	60	19	94	85	56	3	20	43	22	79	38
制度機構	12	41	15	37	56	9	68	26	28	30	97	8	101	105	110	1	40	57	29	71	47
インフラ	21	39	6	30	47	5	86	11	15	23	68	42	110	92	59	4	19	29	7	93	40
マクロ経済の安定	28	2	43	14	11	3	72	98	4	38	48	25	67	53	29	21	18	41	66	70	38
保健・初等教育	15	47	6	73	50	43	87	22	26	23	65	5	95	90	59	16	20	58	34	84	46
効率性要件	10	77	5	30	40	6	49	12	15	24	55	17	69	68	50	2	18	36	1	73	33
高等教育および訓練	14	69	9	50	64	28	71	23	12	35	74	15	89	60	46	8	13	51	5	98	42
商品市場効率	10	91	16	26	51	2	37	18	22	23	73	17	61	81	99	1	14	46	8	70	38
労働市場効率	9	16	7	17	51	4	43	11	41	19	110	10	75	101	27	2	21	13	1	47	31
金融市場の高度化	6	75	10	29	109	1	57	42	37	16	66	3	45	78	112	2	58	49	9	80	44
技術的即応性	19	54	9	42	77	10	88	21	13	34	71	22	87	70	67	7	15	66	11	79	43
市場規模	19	116	14	47	2	26	17	3	13	28	11	60	50	34	8	41	16	21	1	40	28
革新・高度化要件	22	87	16	44	32	21	45	3	10	23	70	28	83	67	73	11	8	46	1	71	38
ビジネスの高度化	26	89	18	31	43	13	39	3	16	22	58	37	67	57	91	14	12	46	4	84	39
事業革新	20	91	13	56	28	24	47	4	9	22	90	26	110	76	48	11	7	54	1	57	40
スコア(最大7)																					
総合 (GCI 2008-2009)	5.2	4.5	5.4	4.7	4.7	5.3	4.3	5.4	5.3	5.0	4.2	4.9	3.9	4.1	4.3	5.5	5.2	4.6	5.7	4.1	4.8
基礎的要件	5.7	5.3	5.8	5.1	5.0	6.0	4.3	5.4	5.7	5.4	4.5	5.6	4.0	4.2	4.5	6.1	5.5	5.0	5.5	4.2	5.1
制度機構	5.7	4.7	5.5	4.7	4.2	5.8	3.9	5.0	4.9	4.9	3.5	5.8	3.5	3.4	3.3	6.2	4.7	4.2	4.9	3.9	4.6
インフラ	5.3	4.4	6.1	4.6	4.2	6.3	3.0	5.8	5.6	5.3	3.5	4.4	2.5	2.9	3.7	6.4	5.5	4.7	6.1	2.9	4.7
マクロ経済の安定	5.7	6.3	5.4	5.9	5.9	6.3	4.9	4.5	6.1	5.4	5.3	5.7	5.0	5.2	5.6	5.7	5.8	5.4	5.0	4.9	5.5
保健・初等教育	6.3	5.8	6.4	5.4	5.7	5.8	5.3	6.1	6.1	6.1	5.6	6.4	5.1	5.2	5.6	6.2	6.2	5.6	6.0	5.3	5.8
効率性要件	5.3	3.8	5.4	4.6	4.4	5.4	4.3	5.2	5.2	4.8	4.2	5.1	4.0	4.0	4.3	5.5	5.1	4.5	5.8	3.9	4.7
高等教育および訓練	5.4	3.9	5.5	4.3	4.1	4.8	3.9	5.1	5.5	4.6	3.8	5.4	3.6	4.1	4.4	5.6	5.5	4.3	5.7	3.4	4.6
商品市場効率	5.3	3.9	5.2	4.9	4.5	5.7	4.7	5.1	5.0	5.0	4.1	5.2	4.2	4.1	3.9	5.8	5.2	4.5	5.3	4.2	4.8
労働市場効率	5.1	4.9	5.3	4.9	4.5	5.6	4.6	5.1	4.6	4.9	4.0	5.1	4.3	4.1	4.7	5.7	4.8	5.0	5.8	4.5	4.9
金融市場の高度化	5.8	4.1	5.6	5.1	3.6	6.2	4.5	4.8	4.9	5.4	4.3	5.9	4.7	4.1	3.6	5.9	4.5	4.6	5.6	4.1	4.9
技術的即応性	5.2	3.6	5.6	4.0	3.2	5.6	3.0	5.1	5.5	4.4	3.2	5.1	3.0	3.3	3.4	5.6	5.3	3.4	5.6	3.1	4.3
市場規模	5.0	2.4	5.4	4.3	6.6	4.7	5.1	6.1	5.4	4.7	5.5	3.8	4.2	4.5	5.7	4.4	5.1	4.9	6.9	4.4	5.0
革新・高度化要件	4.7	3.3	5.0	4.0	4.2	4.7	4.0	5.6	5.2	4.6	3.6	4.3	3.4	3.7	3.6	5.2	5.3	3.9	5.8	3.6	4.4
ビジネスの高度化	4.9	3.8	5.1	4.7	4.5	5.3	4.5	5.8	5.2	5.0	4.2	4.6	4.1	4.3	3.7	5.3	5.3	4.4	5.8	3.8	4.7
事業革新	4.5	2.9	4.8	3.3	3.9	4.1	3.4	5.5	5.2	4.3	2.9	4.0	2.7	3.0	3.4	5.1	5.2	3.4	5.8	3.3	4.0

データ出所：World Economic Forum (2009)

注：平均はAPEC加盟国・地域の単純平均である。また、この表では、ランキングが100位以下である項目をハイライトしている。

市場規模については、アメリカ（1位）、中国（2位）、日本（3位）、ロシア（8位）などが高ランキングを有しており、12項目のうち、APEC平均ランキングが最も高い。このことから、APEC地域がいかに大きな市場や需要の潜在性を抱えた地域であるかが示唆される。

ロシアは、かなりランキングの低い項目があるため総合ランキングでは51位だが、市場規模という点では魅力的である。なお、12項目のランキングのよくなっている詳細な項目とそのランキングについては、附表4に示したとおりである。日本においてランキングが100位以下の詳細項目としては、政府支出の無駄（108位）、テロ対策ビジネスコスト（112位）、政府赤字（110位）、政府

負債（129位）、農業政策費用（130位）、雇用・解雇慣習（111位）がある。

表8は、ビジネス上の問題として何が主要な問題点であるかを表している。具体的には、14項目のうち主要な問題だと認識している5項目を選び、これらの項目に対してランキングを1位（最も問題）から5位までつけるというアンケート調査の結果をもとに、ウェイトをつけて集計した数値が上段に記載されている。この上段の数値は、高いほどその項目が問題視されていることを意味する。また、下段は、各国経済における14項目のランキング（高いほどより問題）となっている。APECの平均で見ると、非効率的な政府行政、インフレーション、制限的な労働規制、不十分なインフラ整備、税制度などの比率が高く、これらの問題が問題視されていることを示唆している。ここで問題視されている項目は、第2節での分析結果とも共通している。

表8 APEC加盟国・地域におけるビジネス環境として問題点（2008－2009）

問題点としての指摘比率																					
金融アクセス	6.5	13.7	10.9	5.1	13.7	6.2	7.5	3.1	7.8	4.7	7.7	6.8	3.2	3.8	12.8	5.2	4.9	4.1	9.0	7.7	7.2
汚職	0.2	2.1	0.7	6.5	7.4	1.6	10.7	0.7	4.7	14.5	13.1	0.0	12.4	23.9	19.4	0.1	3.2	10.3	0.9	9.0	7.1
犯罪	0.5	0.7	0.1	3.8	0.6	0.3	0.1	0.3	0.3	8.3	6.7	1.1	1.5	1.9	3.8	0.2	0.7	0.8	0.9	0.9	1.7
外貨規制	1.3	0.9	1.7	0.4	3.9	8.5	3.9	0.9	1.0	4.5	0.4	1.0	0.7	1.5	0.9	1.3	5.3	4.6	1.7	3.1	2.4
政府の不安定性	0.0	1.7	0.1	0.3	1.9	0.5	3.7	5.2	4.9	1.8	1.6	0.2	0.3	7.0	0.8	0.0	6.7	21.5	0.6	1.4	3.0
不十分なインフラ供給	15.7	4.5	5.8	4.1	7.2	4.9	16.4	2.9	5.5	5.4	10.3	19.1	15.5	13.1	8.3	5.9	2.6	5.2	3.8	16.5	8.6
不十分な人的資本	12.9	14.7	7.9	11.7	6.2	14.0	4.4	3.4	5.7	6.2	6.4	9.2	4.9	1.8	6.8	14.7	2.0	7.4	12.1	10.6	8.2
非効率的な行政	8.6	15.6	11.8	17.6	11.5	12.2	19.3	19.6	12.9	16.7	18.4	16.4	16.9	19.7	11.5	2.2	15.8	12.1	14.2	3.7	13.8
インフレ	11.6	1.7	3.9	4.9	10.8	26.7	7.8	1.2	7.9	8.3	1.6	9.1	1.2	3.5	8.4	35.4	11.9	8.5	9.0	17.9	9.6
政策の不安定性	4.1	2.4	4.4	4.1	13.0	6.2	5.0	13.8	17.3	6.5	3.9	2.7	7.2	8.7	0.6	0.8	19.8	13.0	7.6	8.2	7.5
公衆衛生の貧しさ	0.0	0.0	2.0	1.6	0.9	1.0	0.1	0.3	0.1	0.0	0.3	0.6	1.1	0.1	0.4	0.6	0.7	0.6	1.7	0.6	0.6
現地労働者の低い労働観	4.6	20.1	3.0	5.2	4.1	3.9	3.5	3.8	5.8	5.5	3.3	2.1	1.3	0.1	2.0	6.4	1.6	2.2	4.0	8.1	4.5
制約的な労働規制	16.3	19.1	9.5	26.0	4.0	5.4	9.7	7.7	11.3	5.9	10.0	7.2	18.8	2.4	0.6	10.3	7.5	1.2	5.6	1.9	9.0
税率	10.1	2.1	23.6	4.7	6.8	2.3	1.3	17.6	6.5	5.5	7.6	15.8	6.9	5.9	9.2	9.4	6.3	3.5	14.7	3.9	8.2
税制	7.7	0.7	14.6	4.0	8.0	6.2	6.7	19.5	8.3	6.1	8.8	8.8	8.0	6.4	14.8	7.6	11.0	5.1	14.3	6.4	8.7
各国経済における項目別ランキング																					
金融アクセス	8	5	4	6	1	5	6	9	6	12	6	8	9	8	3	8	9	10	5	7	7
汚職	13	8	13	4	6	12	3	13	12	2	2	15	4	1	1	14	10	4	14	4	8
犯罪	12	13	15	12	15	15	14	14	14	3	8	11	10	11	9	13	14	14	13	14	12
外貨規制	11	12	12	14	12	4	10	12	13	13	14	12	14	13	11	10	8	9	11	11	11
政府の不安定性	14	10	14	15	13	14	11	6	11	14	12	14	15	5	12	15	6	1	15	13	12
不十分なインフラ供給	2	6	7	9	7	9	2	10	10	11	3	1	3	3	7	7	11	7	10	2	6
不十分な人的資本	3	4	6	3	9	2	9	8	9	6	9	4	8	12	8	2	12	6	4	3	6
非効率的な行政	6	3	3	2	3	3	1	1	2	1	1	2	2	2	4	9	2	3	3	10	3
インフレ	4	11	9	7	4	1	5	11	5	4	13	5	12	9	6	1	3	5	6	1	6
政策の不安定性	10	7	8	10	2	6	8	4	1	5	10	9	6	4	14	11	1	2	7	5	7
公衆衛生の貧しさ	15	15	11	13	14	13	15	15	15	15	15	13	13	15	15	12	15	15	12	15	14
現地労働者の低い労働観	9	1	10	5	10	10	12	7	8	9	11	10	11	14	10	6	13	12	9	6	9
制約的な労働規制	1	2	5	1	11	8	4	5	3	8	4	7	1	10	13	3	5	13	8	12	6
税率	5	9	1	8	8	11	13	3	7	10	7	3	7	7	5	4	7	11	1	9	7
税制	7	14	2	11	5	7	7	2	4	7	5	6	5	6	2	5	4	8	2	8	6

データ出所：World Economic Forum（2009）

繰り返しになるが、APEC加盟国・地域のビジネス環境という側面から見ても、第2節での分析結果と共通して、APEC域内において、制度の運用面での複雑さや必要時間を軽減し、労働市場の柔軟性を上げ（労働関連規制の負荷を減らし）、税制度を改善し、インフラ整備を促進することが、ビジネス環境の改善、ひいては貿易投資の促進のために、とりわけ必要である。

4. 終わりに

本調査では、2つの側面から、APEC地域における貿易・投資の自由化・円滑化を妨げる問題点や貿易・投資の自由化・円滑化と深くかかわるビジネス環境の特徴を分析してきた。日本企業によって指摘された貿易や投資上の問題点を10の自由化・円滑化阻害要因に分類に分けてAPEC地域の特徴を検証した第1の分析からは、APEC加盟国・地域において数多く存在する障壁の大部分は円滑化項目であり、APEC全体として指摘項目数が相対的に多い5分野は、貿易・投資関連法制度・政策の運用手続きの煩雑・遅延（法制度の運用面）、貿易・投資関連法制度・政策の不透明性（法制度の欠如・未整備面）、インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足、労働者過保護の労働法制度・慣習、外資参入規制であることがわかった。つまり、APEC加盟国・地域において、より一層の貿易・投資円滑化へのニーズが大きいということである。2005年と2008年を比較すると、法制度の欠如・未整備面や運用面と労働法制度・慣行における指摘問題数の大幅な増加を反映して円滑化関連の指摘項目数が急増している。法制度の欠如・未整備面や運用面での問題を中心に、円滑化項目に分類される問題点は外国企業に対して差別的とは限らないものの、貿易・投資のさらなる活発化のためには、それらの改善・解決が期待される。

また、日本を除く20のAPEC加盟国・地域を低所得グループと高所得グループの2つのグループに分解し、顕在化しているAPEC域内の貿易・投資障壁の特徴を分析した結果、(1)低所得グループに属する国・地域の方が、直接的・間接的な貿易・投資障壁が多いこと、(2)とりわけ低所得グループでは、円滑化に加え、自由化関連の問題が多く指摘されていること、(3)両所得グループともに貿易・投資関連の法制度の欠如・未整備面や運用面での問題は共通の改善すべき優先課題であるが、それに続く優先分野はグループ間で異なることが明らかになった。法制度の欠如・未整備面や運用面での問題について指摘比率

の高い分野は、低所得グループでは、インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足、外資参入規制、労働者過保護の労働法制度・慣行であるのに対し、高所得グループでは、労働者過保護の労働法制度・慣行、人の移動制限・雇用要求、知的財産権保護の不足となっている。つまり、法制度の未整備・運用面での問題に加え、低所得国では、インフラ未整備、人材不足、投資インセンティブ不足等の問題や外資参入規制の解決・改善が、高所得国では、労働者過保護の労働法制度・慣行や人の移動・雇用要求に関する問題の解決・改善が優先されるべきであろう。また、自由化阻害要因は貿易・投資を妨げる直接的な障壁となることから、低所得国を中心に、円滑化の促進と同時に残存する自由化関連の障壁を削減するような取り組みも必要不可欠である。

世界銀行などの複数の情報をもとに、客観的でかつより幅広い視点から、日本を含めた APEC 加盟国・地域におけるビジネス環境の特徴を検証した第2の分析から、国によって強み・弱みが異なるものの、APEC 全体としては（1）貿易面において相対的評価が最も高く、逆に起業、徴税、雇用、許認可取得の分野では評価が低いこと、（2）非効率的な政府行政、インフレーション、制限的な労働規制、不十分なインフラ整備、税制上の問題がとりわけ問題視されていることがわかった。起業、許認可取得、徴税のいずれの面においても、規制の緩和や実費の削減だけでなく、手続き数の削減を含めた手続きの簡略化と手続きにかかる時間の短縮化を通じて、諸手続の効率化を実現できるような体制が求められ、とりわけ一部の国を中心に、労働市場における柔軟性上昇が望まれる。これらの課題は、まさに第1の分析結果と一致しており、これらの点に関する改善がいかに必要とされているかを如実に物語っていると言えよう。相対的に最も評価の高い貿易に関しても、日数や費用という面で、まだ改善の余地がある。一部の国では輸出入のための費用削減が望まれ、輸出入にかかる時間短縮が期待される。その実現のためにも、港湾・道路等の物流関連インフラの充実や、関税・非関税措置の削減・簡素化に加えて、通関業務の効率化が求められる。

本調査での分析結果から示唆されるように、さらなる貿易・投資の自由化・円滑化のためには、さまざまな側面からの多面的な取り組みが必要である。ただし、その際には、所得水準が異なれば優先的に取り組むべき課題も異なる傾向にあることを考慮すべきである。貿易・投資円滑化は決して容易なものではないが、その実現のための突破口として、例えば、ASEAN 諸国がアセアン経済

共同体の設立に向けて取り組んでいる ASEAN シングルウィンドウのような制度設計を試みるのも一つの手段であろう。シングルウィンドウとは、複数の行政機関にまたがる貿易関連の手続きを1つの窓口を集約化し、書類提出を電子化するという試みであり、これによって、通関手続きにかかる時間とコストを削減でき、ひいては貿易の効率化と競争力の強化につながるものと考えられる。また、近年急増している自由貿易協定 (FTA) や地域貿易協定(RTA)を活用し、日本の FTA/EPA で設置されることの多いビジネス環境整備委員会のような窓口を導入して円滑化推進の実現に期待するのも一つの方法である。さらに、APEC においてすでに存在している Individual Action Plans (IAPs) を有意義に活用し、さらなる貿易・投資の自由化・円滑化の実現にむけて監視・モニタリングを強化することもできるだろう。

参考文献

- 安藤光代 (2009) 「アジア太平洋地域における投資環境と生産ネットワークのさらなる発展可能性」 浦田秀次郎・日本経済研究センター編『アジア太平洋巨大市場戦略ー日本は APEC をどう生かせるか』第6章、pp. 93-114. 日本経済新聞社出版社
- 東洋経済新報社 (2009) 『2008 年版海外進出企業総覧【国別編】』 東洋経済新報社
- 日本機械輸出組合 (2008) 『2008 年版各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』
<http://www.jmcti.org/mondai/top.html>
- 日本貿易振興機構 (2009) 「ジェトロ海外情報ファイル」
<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/country.do>
- International Monetary Fund (IMF) (2008) World Economic Outlook Database (April 2008 edition). Available at
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2007/01/data/index.aspx>.
- Urata, Shujiro, Mitsuyo Ando, and Kazuyori Ito (2007) *Survey on Investment Liberalization and Facilitation 'Obstacles to FDI in the APEC Economies: A Study Based on the JMC Firm Survey* (APEC#207-CT-01.10), available at
http://www.apec.org/apec/publications/free_downloads/2007.html.
- World Bank (2009a) *World Development Indicators Online*

World Bank (2009b) *Doing Business - Measuring Business Regulations* –, available at <http://www.doingbusiness.org/>.

World Economic Forum (2009) *Global Competitiveness Report 2008-2009*. Available at <http://www.weforum.org/en/initiatives/gcp/Global%20Competitiveness%20Report/index.htm>

附表1 APEC加盟国・地域の直接投資ストック（2005年末）

(100万USドル)

投資国		OECD加盟国						非OECD加盟国														
受入国		日本	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	米国	カナダ	メキシコ	中国	香港	台湾	インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン	マレーシア	ブルネイ	ベトナム	ペルー	チリ	ロシア	
OECD加盟国	日本		861	191	..	75,491	6,355	4	150	3,819	1,386	6	1,464	42	44	13	46	
	韓国	8,217		121	..	18,759	669	3	882	..	102	5	1,879	6	8	4,039	1	2	7	0	12	
	オーストラリア	10,574	550		6,796	113,385	7,059	..	10	..	113	..	4,403	38	..	2,392	-	
	ニュージーランド	896	53	18,955		4,809	388	-	713	-	-	..	-	-	
	米国	149,528	10,469	109,327	809		183,544	8,653	337	3,382	3,565	..	5,606	410	
	カナダ	6,013	407	522	27	234,831		175	823	..	-	..	40	2	2	100	-
	メキシコ	3,620	275	71,423	2,698		35
非OECD加盟国	中国	24,553	8,852	363	..	16,877	873		189,962				15,295									
	香港	6,687	1,606	2,691	..	37,884	3,266		36,507				7,360									
	台湾	5,907	136	13,374	-				2,663									
	インドネシア	7,649	1,290	337	..	9,948	2,723		141	..			8,360									
	シンガポール	11,761	594	750	..	48,051	3,049		325	5,143												
	タイ	11,628	567	8,556	660		219	2,957			4,606									
	フィリピン	3,481	509	6,649	125		19	..			2,081									
	マレーシア	4,783	367	316	..	9,993	573		187	..			9,550									
	ブルネイ	..	2	..	-	..	-		2	..			36									
	ベトナム	..	1,062	..	-	..	76		229	..			1,032									
	チリ	..	42	..	96	9,811	4,871		4									
ペルー	..	391	3,900	2,002		12										
ロシア	156	198	5,545	161		466										
世界計		386,583	39,936	197,872	12,880	2,069,983	399,345		57,206	469,814			111,212									

データ出所：安藤（2009）（オリジナルデータ：国際貿易投資研究所（2008）のデータをもとに筆者作成）。

注：基本的にはOECD発行（International Direct Investment Statistics）の対外直接投資のデータを用いている。ただし、投資国が韓国、オーストラリア、ニュージーランドについては2004年末の値を、中国、香港、シンガポールを除く非OECD加盟国とメキシコについては対内直接投資の値を、中国（非金融業のみ）、香港、シンガポールの数字は各国統計による対外直接投資の値を代用している。なお、香港とシンガポールの各国統計は各国通貨ベースのため、ドル表示に変換している。

附表2 APEC加盟国・地域の投資規制・奨励策例

項目	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	中国	韓国	香港	
投資促進機関 主な投資促進関連機関の例	投資調整庁	国際貿易産業省、マレーシア工業開発庁、マルチメディア開発公社、外国投資委員会	投資委員会 (BOI)、フィリピン経済区庁、クラーク開発公社、スービック港首都圏公社	経済開発庁	投資委員会 (BOI)、タイ工業団地公社	計画投資省、計画投資局、輸出加工区および工業団地の管理当局、ベトナム商工会議所日本代表事務所	商務部外資管理司	大韓貿易投資振興公社 (KOTRA)	投資推進局、香港貿易發展局、香港科技园公司	
外資に関する規制	一部業種への最低資本金規制	最低授權資本金10万リンギ、最低払込資本金2リンギ	最低授權資本要件は授權資本の25%相当の株式引受、最低払込資金要件は引受株式の25%かつ5,000ペソ以上の払込 (外資100%で国内市場向けや特定事業の場合更に高額要件)	払込資本額が授權資本額を超えないこと	外資比率50%以上の企業に対する最低資本金200万バーツ以上 (規制業種で特別認可の取得を要する場合原則300万バーツ以上)	法定資本比率、金融機関を適用対象とする定款資本の規定	登録資本額の減額には厳格な審査認可が必要	外資企業 (株式会社) の最低資本金5,000万ウォン	最低払込資本金1香港ドル	
規制業種・禁止業種	禁止業種、規制業種あり	政府が掲げた民族別資本保有比率の目標はプロミトラ (マレー人およびマレーシアの先住民) が最低30%、その他マレーシア人40%、外国人30%	外国投資法にもとづき2年毎改定されるリストに記載された業種において外資比率の規制・禁止	武器・兵器の製造、公益サービス事業 (公共交通機関、電力、ガス、水道)、新聞・放送業に対する外資参入規制・制限、一部製造業に対する監督機関許可の事前取得義務	外国人事業法にもとづいて設定した3種類43業種の規制業種で外資比率50%以上の企業参入を規制	禁止投資分野、条件付投資分野、条約開放スケジュール	外国投資産業指導目録指定の制限・禁止業種	外国人投資促進法にもとづく制限業種	最低限の危険・公害など公衆衛生上問題のある業種に規制	
出資比率	合弁企業には外資比率制限 (上限95%、外資100%企業には操業後15年以内に一部株式のインドネシア個人・法人への譲渡義務)	主に製造業はMIDA、非製造業はFICが規定、特定企業には操業後15年以内の政府承認をえるための関連政府機関による一定の出資率条件	外資比率が100%・禁止、20%・25%・30%・40%・60%以下に制限されている業種リストあり	新聞・放送業、公益サービス業 (公共交通機関、電力、ガス、水道) など一部業種への外資比率制限	外資比率50%以上の企業による43業種への参入禁止	合弁会社に対する出資比率規制	外資比率25%以上	外国人投資対象業種のうち開放業種へは外資比率制限なし、部分開放業種へは制限あり	なし	
外資企業の土地所有の可否	土地所有権はインドネシア国民のみ、外資企業は権利を得て特定の土地で操業	マレーシア国内の不動産所有権を規制するFIC不動産ガイドライン	外国企業/外国人による土地所有の禁止	国家所有が原則で民間部門の土地所有率は13%、工業用地については30~60年のリース契約にもとづき取得	原則外国人は土地取得不可だが、BOI奨励企業や工業団地公社認定企業は取得可、また投資金額に応じた例外 (居住用) あり	土地使用权	原則国家所有で外資企業の所有禁止だが、土地の使用権は認可あり	外国人土地法にもとづき、許可地域 (軍事施設・文化財保護地域・自然保護地域) を除き土地取得化 (工場立地には制限あり)	政府所有で、外資による購入は不可だが、不動産賃貸に規制なし	
外資に関する奨励	各種優遇措置の例	インドネシア東部地域や経済統合開発地域内の地域別優遇措置、保税区内の優遇措置、FTZ (自由貿易地域) 設置への動き	税制上の優遇措置 (投資促進法、所得税法、関税法、販売税法、物品税法、自由地域法等による直接・間接的な優遇措置)、輸出奨励措置	法人所得税の免除	創始産業に対する免税措置、既設企業の拡張投資に対する減税措置、特定業種・特定事業に対する減税措置、新規の生産設備投資に対する投資所得控除	立地ゾーン別の法人税の減免、機械・原材料輸入税免 (通常土地及び運転資金を含まない投資金額を上限)、特別重要産業には立地ゾーンに関係なく最大限の恩典適用	法人税、輸入関税、付加価値税、土地使用料	法人税率、設備免税、営業税、関税、増値税、技術開発費、中西部地域、銀行借入	租税・貸貸料等の減免、現金支援制度等の各種優遇措置 (外国人投資促進法や租税特別制限法等が定める一定の要件あり)	なし
奨励業種の例	特になし	製造業、農業、観光業、認可サービス事業、研究開発、研修、環境保護活動	投資優先計画にもとづく特定業種、輸出活動、BOTプロジェクト	エレクトロニクス、化学、生命科学、エンジニアリング、教育サービス、ヘルスクエア・サービス、物流、通信・メディア、地域統括サービス	農業、鉱業、セラミックス、基本材料、軽工業、金属製品、機械、運輸機器、電子・電気部品、化学、紙、プラスチック、サービスおよび公共施設	奨励投資分野、投資奨励地域	外国投資産業指導目録指定の奨励業種	国内産業の国際競争力強化に必要な高度の技術を伴う事業および産業支援サービス業	特になし	
外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用	在留許可	短期訪問者に対する到着ビザの取得義務	就労ビザ (短期就業を含む) の取得義務、雇用を目的としたものとして雇用パスと訪問パス	一時入国ビザ、雇用ビザ、数次入国特別ビザ等	雇用許可書 (Employment Pass) の取得義務、起業の際にはEntrePass雇用許可書の取得義務	ノン・イミグレーションビザを取得し、ワークパーミット取得後滞在許可の延長可能、BOIの投資奨励企業であればワークパーミットの取得は比較的容易	在留許可、一時在留許可証、短期マール入国査証	入国査証の取得、入国後常駐期間などにもとづく滞在査証の取得、併せて外国人居留証の取得が必要	ビザの種類および申請手続	就業または投資の意図を持つ場合ビザ申請が必要
外国人就業規制	外国人の就業規則について規定 (3分類) あり、製品の65%以上を輸出する企業は雇用規則の対象外として外国人雇用が自由	あらゆる職種やレベルにおけるマレーシア人優遇政策、二種類の外国人雇用形態・制限 (永久的・一時的なポスト)	雇用許可証取得	業種ごとに定められた外国人労働者数制限 (製造業: 全従業員数の50%以下)、雇用者による外国人雇用税の納付義務	39業種での外国人就業禁止、外国人1人の労働許可の取得には、原則的にその会社の資本金の払込額が最低200万バーツ必要	外国人に対する就労条件、雇用比率、労働許可証	外国人雇用には、進出地域の労働行政部門が発行する就業証等の取得が必要	就業活動が認められた滞在資格の取得義務	特になし	
現地人の雇用義務	外国人雇用、現地人への教育・訓練の機会提供義務 (外国投資法)、契約社員の定義や就業時間、賃金などの規定 (新労働法)	雇用法にもとづき、外国人雇用のための現地従業員の雇用契約解除の禁止、従業員削減の際には、マレーシア人解雇の前に同程度の能力の外国人労働者解雇の要請	特になし	外国人雇用比率の割当制限 (上限)、外国人雇用税の徴収	外国人1人のビザ延長資格を得るための、最低4名のタイ人雇用義務	最低賃金、社会保険	合弁企業の所在地区の労働人事部門の協力を得て独自に従業員を採用可	国家有功者や障害者に対する一定の雇用義務	雇用・登用に関して現地人優先措置なし	

(続き)

項目	台湾	オーストラリア	ニュージーランド	アメリカ	カナダ	メキシコ	ペルー	チリ	ロシア
投資促進機関	経済部投資業務処	Department of Innovation, Industry, Science and Research Investment Promotion Division	土地情報省海外投資局 (OIO)、経済開発省、NZ・トレード・アンド・エンタープライズ	各州の「経済開発局」	カナダ産業省、インベスト・イン・カナダ	メキシコ貿易投資促進機関	民間投資促進庁	外資委員会、産業振興公社	外国投資評議会の設置
外資に関する規制	資本金に関する規制 会社法による最低資本金規定 (内外無差別) は有限公司 (株式会社) が NTD100万、有限公司 (有限会社) が NTD50万	特になし	特になし	州などの優遇措置を享受するための一定条件あり	特になし	特になし	登録資本の最低25%の払込	外資法に基づく投資については最低投資額が500万ドル、中銀外為規則第14章に基づく投資については最低投資額が1万ドル	外資企業の最低資本金は公開型株式会社が月額法定最低資金 (百ルーブル) の千倍、閉鎖型 (譲渡制限型) 株式会社と有限会社が百倍、払込資金要件は資本金の50% (一部業種更に高率)
規制業種・禁止業種	外国人投資条例の許可取得義務	外資ガイドラインで指定された重要分野における外資比率制限	特定分野へのすべての投資および特定分野以外の業種で外国人の総投資額が1億NZドルを越える投資の場合にはOIOの承認が必要	国家安全保障にかかわる場合には制限あり	連邦法による出資制限あり	規制業種あり	規制業種として電力事業、放送事業、航空事業、兵器製造業	投資分野の制限なし	特定産業 (軍需工業、旅客航空業、保険業、地下資源の開発等) では外国企業による事業の禁止、私有化への参加、外資の出資比率、役員等の国籍要件等の制限あり
出資比率	通信、電力業など業法による外資比率規制・制限	一部業種に対する外資比率制限	なし (1億NZドル以上の資産を有する企業の所有権/支配的権益の25%以上を外国人が取得する場合、OIOの認可が必要)	業種規制あるいは国家安全保障にかかわる規制にもとづく外資比率制限	上記出資制限以外はなし	規制業種に対する外資比率制限	放送事業・航空事業に対する外資比率制限	チリ船籍の輸送船および漁船の船主に対する外資比率制限 (50%未満)	特定産業における外資比率制限
外資企業の土地所有の可否	土地法に規定	原則として外国投資審査委員会の認可が必要	特定地域を除き、制限なく可能 (農地についてはNZ人に購入優先権あり)	規制なし	基本的に規制なしだが、制限のある州あり	原則可能だが、一部制限あり	基本的に内国人待遇だが、政府の許可がない限り国境線50km以内は原則禁止	一般的に制限はないが、国境線から10キロ以内と海岸線から5キロ以内の国有地については制限あり	土地基本法によって、外国人も土地 (農地を除く) の所有を認められるようになったが、実際の土地の売買には困難あり
外資に関する奨励	各種優遇措置の例 有利な投資環境の確立、外国人投資の促進、産業の高度化促進を図るための産業高度化促進条例施行	経営者や技術者に対する3年間の滞在許可、戦略的投資への奨励金	外資だけを対象とした優遇税制なし	地域別優遇措置、保税地あるいは特別奨励区内の優遇措置	外資だけを対象とした優遇税制なし	PROSEC (産業分野別生産促進プログラム)	輸出加工区制度、法制安定化協約、輸出振興制度、特定の業種・地域を対象とした振興措置、特定分野を対象とした投資促進・優遇措置	地域別優遇措置、保税地の優遇措置 (対象業種の指定あり)、輸出奨励措置としての輸出払戻金制度 (3%)、第3国向け投資 (外資) に対する税制優遇措置	外資のみを対象とした奨励措置あり
奨励業種の例	研究開発、人材育成をともなう業種、新興重要戦略産業 (電子・情報機器、データ通信機器、環境保全・リサイクル機器設備、ネット技術サービス、国際物流センター等)	特になし	特になし	特になし	特になし	PROSEC (産業分野別生産促進プログラム) 指定業種	特になし	高度技術 (ハイテク) 産業、森林開発、石油事業、原子力事業	特になし
外国人就業規制・在留許可、現地の雇用の	在留許可 長期駐在ビザ取得義務 (行政院労働委員会からの許可証を取得後、外交部領事事務局に申請)、居留証および再入国許可証の運用の段階的変更	長期就労ビザ (最長4年間・更新可) 取得義務	目的や滞在期間によって就労ビザ、学生ビザ、訪問者ビザ、永住権など様々な形態あり	駐在の形態によってビザの種類と有効期限が異なり、ビザの取得についても申請方法や審査方法、期間が異なる	事前の就労許可取得の義務	移民庁の許可が必要	外国人登録証の取得義務、ビザ取得の上入国後、出入国管理局で発行申請	労働居住ビザは最長2年、更新可、短期居住ビザは1年、1回のみ更新可	労働ビザの取得義務 (詳細の未公布などのため不透明な点多し)
外国人就業規制	原則就業服務法に準じた許可申請の義務	就業ビザ取得義務以外なし	特になし	就労目的に応じたビザの取得義務	就業ビザ取得義務以外なし	現地の雇用義務との関係で外国人雇用の制限あり	特殊技能者等を除き、各企業の外国人労働者数は一企業の全従業員数の20%以下、全給与額の30%以下	一部の公職のみ制限あり	労働許可の取得義務、労働許可の取得に関する規制の強化
現地の雇用の義務	現地人雇用義務なし	法的な規定はないが、行政指導あり	現地人の優先雇用、外国人の長期雇用のための所定の手続きあり	州などの各種優遇策は現地での雇用の創出を前提	なし	労働法上原則メキシコ人9人に対し外国人1人の雇用義務 (現実的には不適用)、特殊業種における外国人就業の禁止	1日8時間・週48時間の法定労働時間、30日間の有給休暇 (未消化時給与1ヵ月分補償)、給与2ヵ月分の賞与、勤続1年につき月給1.5ヵ月分、最大12ヵ月分の解雇手当 (正当理由なき解雇)	25人以上の従業員を有する企業に対しては85%以上のチリ人雇用義務 (ただし、代替が不可能な分野での外国人技術者の雇用制限なし)	禁止・制限業種については現地人・外国人の雇用規制あり

データ出所: 安藤 (2009) (オリジナルデータ: 日本貿易振興機構 (2009) をもとに筆者作成)。

附表3 機械輸出組合の分析結果の詳細

附表3 APEC 地域における貿易・投資を妨げうる諸問題（2008年）

区分	問題点	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	メキシコ	ニュージージーランド	パプア・ニューギニア	ペルー	フィリピン	ロシア	シンガポール	台湾	タイ	米国	ベトナム	
		1 外資参入規制	外資の投資禁止・制限分野の存在																			
	特定分野での外資参入制限：サービス分野（一般）																					
	特定分野での外資参入制限：流通サービス分野																					
	特定分野での外資参入制限：炭鉱業																					
	特定分野での外資参入制限：小売業																					
	特定分野での外資参入制限：文化産業保護政策による外資参入規制（書籍、映画、音楽、放送等）																					
	特定分野での外資参入制限：銀行業（外銀支店における個人預金取扱い規制）																					
	特定分野での外資参入制限：銀行業（外銀支店の支店資本金設置義務）																					
	特定分野での外資参入制限：外資参入禁止業種あり																					
	特定分野での参入制限：大企業参入分野規制（内外無差別）																					
	特定分野での参入制限：一般商業銀行拠点の設置不可																					
	特定分野での参入制限：建設業ライセンス取得基準の不透明（外国企業のみ、実際に外資40%以上企業にライセンス発給なし）																					
	特定分野での参入制限：金融サービス法上のライセンス取得義務（内外無差別、日本では課されていないためイコールフットディングを要請）																					
	特定分野での参入制限：サービスセンター統廃合・移転ライセンス取得義務																					
	特定分野での参入制限：国家安全保障規制（外資差別）																					
	特定分野での参入制限：業界団体参入規制（外資差別）																					
	特定分野での参入制限：運輸業務免許の特定会社への限定（前首相親族経営企業の独占の問題、外資と他のローカル企業を締め出し）																					
	特定分野での参入制限：国内海上輸送業者の認可限定（外資差別、フィリピン人・フィリピン人完全所有パートナーシップ、フィリピン人60%資本所有法人のみ認可）																					
	特定分野での外資参入禁止：政府調達入札																					
	特定分野での外資比率制限：民営化事業																					
	特定分野での外資比率制限：電気通信分野																					
	特定分野での外資比率制限：非製造業（流通販売等各種サービス業）																					
	特定分野での外資比率制限：サービス分野（外資マジョリティー出資制限）																					
	特定分野での外資比率制限：外資出資制限業種あり																					
	外資比率と輸出比率とのリンク																					
	合弁関連：外資出資比率規制/合弁要求（外資比率の引き下げを含む）																					
	合弁関連：国営企業との合弁における政策的要件、公開要件																					
	合弁関連：プラント建設プロジェクト元請資格の現地法人/合弁企業要件																					
	外資最低資本金要件																					
	外資投資会社の資本の用途制限																					
	拡大投資の登録資本金比規制																					
	外資水産会社の業務追加許可申請料の高額																					
	土地所有・使用：外国企業に対する土地所有制限（原則不可を含む）																					
	土地所有・使用：土地使用料一括全額支払（外資企業適用）																					
	土地所有・使用：政府による土地用途指定・売買制限（内外無差別）																					
	一方的な土地使用契約の撤回・値上げ要求																					
	自社所有不動産の賃貸借規制（生産型企業）																					
	支店、関係会社支援事務所設立の制約要件																					
	開発区の投資規制強化																					
	米国との差別待遇																					
2 パフォーマンス要求	目国保険主義（義務）																					
	現地調達/国産化率：国産化率と関税率のリンク																					
	現地調達/国産化率：部品の国産化（国産部品使用）要請																					
	現地調達/国産化率：現地企業（プミプトラ企業）使用要請																					
	現地調達/国産化率：部品の国産化確認監査における客先への価格開示要求																					
	現地調達/国産化率：ローカルコンテンツ引き上げ要求（強化）																					
	現地調達/国産化率：現地調達要求対応のための国内メーカーの能力不足（要確認）																					
	現地調達/国産化率：バイアメリカン法による政府調達でのローカルコンテンツ要求																					
	現地調達/国産化率：連邦補助を受ける州調達におけるローカルコンテンツ要求																					
	現地調達/国産化率：バイ・カナディアン法の内外差別的調達規制																					
	政府調達入札資格の輸出/外貨獲得要件（オフセット制度）																					
	優遇先とのリンク：現地調達																					
	優遇先とのリンク：輸出比率（輸出義務）																					
	優遇先とのリンク：技術移転要求																					
	炭鉱権所有に対する継続探査・調査実施義務の強制																					

区分	問題点	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	メキシコ	ニュージーランド	パプア・ニューギニア	ペルー	フィリピン	ロシア	シンガポール	台湾	タイ	米国	ベトナム	
			<p>法制度の未整備（不足）：WTO法との不整合：アンチダンピング法、価格比較、バード、ターゲットダンピング、迂回、データ開示</p> <p>法制度の未整備（不足）：WTO法との不整合：セーフガード措置</p> <p>法制度の未整備（未締結）：社会保障協定</p> <p>法制度の未整備（遅れ）：メートル法採用</p> <p>法制度の未整備（欠如）：中古車輸入規制</p> <p>法制度の未整備（欠如）：小切手交換制度</p> <p>法制度の不透明性：中古設備輸入禁止措置</p> <p>法制度の不透明性：部品輸入に関する法規</p> <p>法制度の不透明性：独占禁止法の実施細則、執行機関</p> <p>法制度の不透明性：工場建設許認可申請</p> <p>法制度の不透明性：有害物質規制</p> <p>法制度の不透明性：投資優遇措置</p> <p>法制度の不透明性：事業再編関連の法制度</p> <p>法制度の不透明性：労働条件、労使協定</p> <p>法制度の不透明性：退職金法定（画一性・不透明）</p> <p>法制度の不透明性：会計制度</p> <p>法制度の不透明性：合弁会社の株式譲渡制限</p> <p>法制度の不透明性：関税評価、通関手続き（非効率性を含む）</p> <p>法制度の不透明性：建設許認可取得</p> <p>法制度の不透明性：バイオディーゼルの法制化</p> <p>法制度の不透明性：船積前24時間ルールの導入</p> <p>法制度の不透明性：コンテナ100%スキャニングの導入</p> <p>法制度の不透明性：通関システム電子化AECプログラムの導入</p> <p>法制度の不透明性：保税区内の貿易会社に対する外貨管理政策、税務政策</p> <p>法制度の不透明性（遅れ）：中南米諸国との協定の不透明性と通知の遅れ</p> <p>法制度の不透明性：国際基準の導入</p> <p>法制度の不透明性：制度改正情報の公表伝達</p> <p>法制度の不透明性：技術援助契約の変更申請条件</p> <p>法制度の不明確性：一般（不統一を含む）</p> <p>法制度の不明確性：強制的工場移転補償・手続、土地更新手続規定</p> <p>法制度の不明確性：類似品目間の関税率格差</p> <p>法制度の不明確性：排気規制（導入）（非現実的なものを含む）</p> <p>法制度の不明確性：ビザ発給基準</p> <p>法制度の不明確性：外為法体系</p> <p>法制度の不明確性：政府調達手続</p> <p>法制度の不明確性：税関の免税判定基準・提出書類</p> <p>法制度の不明確性：ダイヤの国内取引・輸入基準</p> <p>法制度の不明確性：投資関連法規の許認可基準</p> <p>法制度の不明確性：駐在員の年金制度</p> <p>法制度の不明確性：OEMの商標権保護</p> <p>法制度の不明確性：貿易権と国内販売権との関係</p> <p>法制度の不明確性：保税区内の外資商社の位置づけ</p> <p>法制度の不明確性（不備）：部品関税分類</p> <p>法制度の未実施：環境規制</p> <p>法制度の突然の変更：一般（法的安定性の欠如を含む）</p> <p>法制度の突然の変更：マキラドーラ制度の変更とPROSEC制度の導入</p> <p>法制度の突然の変更：輸出増徴税、輸出税等</p> <p>法制度の突然の変更：トレーダー規制</p> <p>法制度の突然の変更：引越し貨物の輸入制限</p> <p>法制度の突然の変更（引上）：輸入関税引き上げ</p> <p>法制度の突然の変更（導入）：新税</p> <p>法制度の突然の変更：通関手続き（電子通関システム）</p> <p>法制度の突然の変更（設定）：突然の祝日設定</p> <p>法制度の突然の変更：輸出インセンティブの縮小</p> <p>法制度の突然の変更：財務諸表作成基準</p> <p>法制度の突然の変更（施行）：適切な猶予期間の無い法令施行</p> <p>法制度の突然・頻繁な変更：法律・通達（一般）</p> <p>法制度の変更とその周知不足：法制度・慣行の情報入手難、改訂の周知不足</p> <p>法制度の不安定性：投資インセンティブ変更のおそれ</p> <p>法制度の不安定性：来料加工制度の存続の先行不透明</p> <p>法制度の不安定性：炭素税還付措置の存続の先行不透明</p> <p>法制度の不安定性：自動車関連税制の先行不透明</p> <p>法制度の不安定性：産業振興政策の不安定性</p> <p>法制度の不安定性：組織小売業出店規制強化のおそれ</p> <p>法制度の不安定性：外国人労働者就労政策</p> <p>法制度の不安定性：政策のWTO不整合のおそれ（エコカー政策の投資・生産要件）</p> <p>法制度の不安定性：運転免許証発給停止・制限</p> <p>課税関連：移転価格の判断基準、みなし税率の決定根拠が曖昧</p> <p>課税関連：過重な付加価値税の課税</p> <p>課税関連：IT事業の二重納税問題</p> <p>課税関連：対香港タックスヘイブンを対策税制の強化</p> <p>課税関連：PE、支店取引への源泉徴収</p> <p>課税関連：国民車と非国民車との内外差別的免税</p> <p>課税関連：未配当利益への課税</p> <p>課税関連：過小資本税制に係る利子源泉税の引上げ</p> <p>課税関連：仲介口銭に対する高率の付加価値税賦課</p> <p>課税関連：契約当事者双方への印紙税賦課、印紙税規定の不合理</p> <p>課税関連：所得控除項目の不足</p>																			

区分	問題点	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	メキシコ	ニューージーランド	パプア・ニューギニア	ペルー	フィリピン	ロシア	シンガポール	台湾	タイ	米国	ベトナム	
		課税関連：税制の引当基準の不備																				
課税関連：逆ザヤ販売への課税																						
課税関連：資本税の課税																						
課税関連：全世界所得課税																						
課税関連：租税条約恩恵の不適用（下請け企業への法人税源泉免税）																						
課税関連：個人の在外銀行口座の為替差損益への課税																						
課税関連：個人の在外資産所得への課税																						
課税関連：優遇措置への物品税の適用条件（エコカー政策）																						
給与税のグループ化の不合理的																						
所得控除項目の不足																						
鉱山会社売上へのロイヤルティ導入（恐れ）																						
配当再投資の免税条件への実務対応困難（配当への源泉税の免除条件を満たすための再投資期限は20日間と短い）																						
安全・環境基準や基準認証関連：強制規格、品質安全基準の検査対象品の拡大																						
安全・環境基準や基準認証関連：大気汚染防止措置の不備																						
安全・環境基準や基準認証関連：独特の安全認証制度（車輪法規、電磁波規制など）																						
安全・環境基準や基準認証関連：製品認証の審査登録機関の限定																						
安全・環境基準や基準認証関連：製品認証登録の対象品目・検査項目の追加																						
安全・環境基準や基準認証関連：国際会計基準との不整合																						
安全・環境基準や基準認証関連：諸規格・基準の不備																						
安全・環境基準や基準認証関連：二カ国語でのラベル表示義務																						
安全・環境基準や基準認証関連：自動車ラベリングによる輸入品・外資の排除																						
安全・環境基準や基準認証関連：環境規制の州・地方自治体毎の相違・統一基準の不備																						
安全・環境基準や基準認証関連：天然林伐採・間伐規制の不合理的・不透明																						
安全・環境基準や基準認証関連：強制規格の国際調和不足																						
安全・環境基準や基準認証関連：サニタリー規格とGOST規格との重複、GOST検査合格証の更新																						
安全・環境基準や基準認証関連：旧ソ連規格の適用																						
移転価格：移転価格税制の厳格化・強化、算定方式の変更、二重課税の恐れ																						
移転価格：移転価格評価の国際的不整合（国際間差異）																						
移転価格：移転価格行政の不明確（移転価格事前確認（APA）手続を含む）																						
外資本社保証の銀行借入規制（外資企業への銀行融資制限）																						
輸入規制：輸入数量制限・輸入許可による輸入規制（完成車、鉄鋼、カラー複写機）																						
輸入規制：大陸中国製品の輸入規制																						
輸入規制：輸入ライセンス取得困難																						
輸出規制																						
現実にそぐわない規制、技術発展動向を考慮しない規制の実施																						
剰余金積立限度																						
I/L適用品目の残存																						
JVの正規社員と定期社員の法的無区別																						
違法改造車の氾濫																						
並行輸入の横行																						
悪質な中古車輸入業者の横行																						
輸入通関統計の公開																						
メディアケアの不備																						
少数株主保護色の強い商法・証券取引法																						
利益分与付き契約での政府取り分の変更																						
6 投資関連制度の運用手続の煩雑・遅延																						
(法制度の運用面)																						
手続の煩雑さ：新規投資認可手続																						
手続の煩雑さ：設備免税輸入手続																						
手続の煩雑さ：中古設備輸入手続																						
手続の煩雑さ：保税区域内での課税手続、輸出入在庫管理手続																						
手続の煩雑さ：州独自の転廠取引手続																						
手続の煩雑さ：強制規格																						
手続の煩雑さ：外国送金手続																						
手続の煩雑さ：サービスセンターの統廃合・移転の許可手続																						
手続の煩雑さ：国営企業との合併企業の入札規則(国益企業ルールの適用)																						
手続の煩雑さ：船積前検査、高コスト、割高																						
手続の煩雑さ：時計の輸入関税賦課方式																						
手続の煩雑さ：増値税發票管理・還付申請手続																						
手続の煩雑さ：SOX法文書化要求（コスト増を含む）																						
手続の煩雑さ：外国人居住登録手続（さらに家主が取得した居住証明書を提出する義務があるが、家主が取得しない）																						
手続の煩雑さ：官公庁提出書類への全頁署名義務																						
手続の煩雑さ(複雑)：輸入関税の免税手続																						
手続の煩雑さ：輸出ライセンスの取得																						
手続の煩雑さ：公館、小額資産譲渡の許認可																						
手続の煩雑さ(複雑)：付加給付税の課税項目																						
手続の煩雑さ：源泉税納税手続																						
手続の煩雑さ(複雑)：PROSECの複雑性と手続の煩雑																						
手続の煩雑さ(複雑)：現地雇用者の研修制度																						
手続の煩雑さ(煩瑣)：BOI認可・報告手続																						

区分	問題点	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	メキシコ	ニューージーランド	パプア・ニューギニア	ペルー	フィリピン	ロシア	シンガポール	台湾	タイ	米国	ベトナム	
			<p>手続きの煩雑さ(煩瑣)：外資企業の登記の煩雑、過剰な支店登録手続</p> <p>手続きの煩雑さ(煩瑣)：コンテンツ内容審査の重複</p> <p>手続きの煩雑さ(煩瑣)：輸入許可手続(危険物輸入、液体輸入許可)</p> <p>手続きの煩雑さ(煩瑣)：再輸出規制</p> <p>手続きの煩雑さ(煩瑣)：商用暗号規制</p> <p>手続きの煩雑さ(不公平を含む)：輸出下ローバック制度</p> <p>手続きの煩雑さ：E D I化に伴う積替手続の煩雑化</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：通関手続(通関時証明書作成義務、AFTA原産地証明書手続・運用、原産地証明書の記載ルールの強制、二国間貿易通関手続、通関手続の非効率性を含む)</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：食品輸入規制の煩雑・I/L発給遅延</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：テロ対策C-TPATによる物流の遅延・コスト増</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：就労ビザ申請手続・更新手続(労働許可証を含む)</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：海外送金手続</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：税関関連手続</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：EPTA手続</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：輸入開税還付手続・免税手続</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：撤退の政府認可手続</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：会社設立手続(高コストを含む)</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：製品・材料・設備・不良品・廃棄品のB01輸出入認可・報告手続</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：外国企業の投資審査</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：プラント輸入手続の船積ごとの通関処理</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：新規設備輸入手続(非生産設備)</p> <p>手続きの煩雑さ・遅延：輸出税の導入・輸出税率の引上げ、輸出枠の設定</p> <p>手続きの遅延：輸入貨物検査(不透明を含む)、頻繁な抜き取り検査実施</p> <p>手続きの遅延：船積24時間前カーゴマニフェスト提出規制、10+2ルールによる物流遅延・コスト増</p> <p>手続きの遅延：特許登録申請手続</p> <p>手続きの遅延：許認可手続一般</p> <p>手続きの遅延：CEPT認証手続</p> <p>手続きの遅延：CEPA申請手続</p> <p>手続の遅延：ゲーム、映画等の商品認可の遅れや過剰規制</p> <p>手続の遅延：税関オンラインシステム・トラブル対応</p> <p>手続きの遅延：輸入許可</p> <p>手続の遅延：PE非該当判定</p> <p>手続きの遅延：源泉課税の特例承認手続</p> <p>手続の遅延：卸売業の開業手続</p> <p>手続の遅延：税務署のミスに対する対処</p> <p>手続きの遅延：長時間を要する税審照会(Ruling)</p> <p>手続きの遅延：国防省関連許可取得手続</p> <p>手続きの遅延(困難を含む)：産業廃棄物処理(更新)手続</p> <p>手続きの遅延(困難を含む)：予納法人税還付手続</p> <p>手続きの遅延(困難を含む)：SSN取得</p> <p>手続きの遅延(困難を含む)：AICO認可の困難</p> <p>手続きの遅延(困難を含む)：経済開発区での土地使用権批准手続</p> <p>手続きの遅延(困難を含む)：植林登記手続</p> <p>手続きの遅延(困難を含む)：営業許可範囲の変更の困難・遅延</p> <p>手続きの遅延(未還付、困難を含む)：付加価値税還付手続(仮払付加価値税の還付不履行、不平等を含む)</p> <p>手続きの遅延(未還付を含む)：法人源泉税還付手続</p> <p>手続きの困難：OHIP保険の更新期限の短さ</p> <p>手続きの困難：法人税事前申告・納付手続</p> <p>手続きの困難：閉店手続の困難</p> <p>手続きの非効率性：不必要な書類・手続</p> <p>手続きの非効率性：ロシア語のみによる税務申告</p> <p>手続きの非効率性：行政手続</p> <p>手続きの非効率性(腐敗を含む)：投資認可手続</p> <p>手続きの非効率性(腐敗を含む)：建設事業ライセンスの取得</p> <p>手続きの不統一：窓口手続</p> <p>法人税予納制度の煩雑</p> <p>ルビア銀行取引規制に伴う銀行業務の煩雑</p> <p>貿易取引の債権債務相殺の煩雑</p> <p>L/C輸入制度の煩雑(鉄鋼製品)</p> <p>アンチダンピング提訴の濫用、規則の違法性・不明確</p> <p>環境保護エンフォースメント不足</p> <p>安全・環境基準、基準認証関連：安全規格認定の基準の相違と検査の煩雑</p> <p>安全・環境基準、基準認証関連：州別基準の不統一(電機部品)、州・都市毎に異なる基準・認証、環境関連法規</p> <p>安全・環境基準、基準認証関連：NOM規格の表示や更新の煩雑</p> <p>安全・環境基準、基準認証関連：マーキング制度の煩雑(複雑多様)</p> <p>安全・環境基準、基準認証関連：KSマーク刻印義務化の煩雑-輸入タイヤ</p> <p>安全・環境基準、基準認証関連：環境対策不足、ISO認定処理業者不足</p> <p>化学品の輸入通関届出義務の煩雑</p> <p>制度適用における恣意性：法の解釈・運用の不統一(製品安全認証制度の運用面での不統一・不整合、行政担当官による相違や現場担当官の過大な権限などを含む)</p> <p>制度適用における恣意性：税関による運用・解釈の相違(関税分類や関税評価の恣意性や国際ルールとの相違、関税率適用の不正性、ITA不履行を含む)</p>																			

区分	問題点	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	メキシコ	ニューージーランド	パプア・ニューギニア	ペルー	フィリピン	ロシア	シンガポール	台湾	タイ	米国	ベトナム		
			制度運用における恣意性：管轄を異にする税務・税関当局の解釈の不統一 制度適用における恣意性：法人税調査の恣意性 制度適用における恣意性：徴税の恣意性・腐敗（追徴課税、事業会社に対する徴税を含む） 制度適用における恣意性：航空フォワーダ・ライセンスの延長許可 制度適用における法解釈の不統一：先住民権の土地利用取得など 制度適用における法解釈の不統一：原産地規則 制度適用における法解釈の不統一：職場環境基準の外資差別適用 就労ビザ手続要件の不統一・地域差 保税区分・特区の恩典のルール・手続きの不統一と格差 経済特区間の中古設備の移動制限、割高 法規実施の不徹底 許認可権限の中央集中の不便（地方でのPROSEC許認可手続不可を含む） 中央から地方への法令通達等の伝達の遅れ 中央と地方の法令・指令の不統一 中央と地方の外資優遇税制適用の解釈の不統一 地域により異なる規制の適用：カラー複写機の販売ライセンス要件 地域により異なる海外送金手続き：役務口銭の送金の審査の厳格性・基準金額 ユニタリータックスの一部州での導入 政府機関の権限の不明確 特殊なコネ、公務員の賄賂の慣習・汚職（通関における癒着・腐敗を含む） 全会一致による撤退規制 全会一致による合併企業の役員会議決 減資の困難 高い港湾手数料・高額な出国税 港湾サーチャージ賦課の不透明 付加価値税の負担大 高い個人所得税 高い使用料の源泉課税 移転価格税制に係る会計事務所費用負担 営業税の徴収方法の変更による金利負担増 資産税の存在 一貫性のない徴税 不合理な源泉徴収制度 資産税・道路使用税の徴税 事業税(地方税) 州の売上税CAT税の煩雑 前払いした税の調整問題 高い認証取得コスト 公共料金支払い期限の不合理 過少資本税制の規定の不合理・適用によるコスト増 長期、不定期の税務調査 駐在員子弟の教育費：経費控除不可 雇用者健康税（EHT）徴収の不合理 従業員教育費用の企業負担義務 厳格な環境法の規定 密輸の横行 中古車の不正輸入の横行 木材梱包材・パレットの輸出入規制 支店のCEPAによる恩典不足																				
7	知的財産権保護の不足 知的財産権：知的財産権保護不足による模倣品や海賊版の横行 知的財産権：模倣品侵害の実際取締り不足（香港税関での時計のケースを含む）、税関差止め時の真贋鑑定が遅れ、税関押収品の処分の不透明 知的財産権：罰則の不十分 知的財産権：執行・運用面での問題 知的財産権：知的財産権条約（国際条約）の未批准 知的財産権：知的財産権法の不備 知的財産権：コンピュータプログラム、デジタルコンテンツの保護の不足 意匠権：意匠権保護の不足 商標権：商標権保護制度の未整備・不足 特許：米国政府支援特許使用の制約 特許：特異な先発明主義による権利の不安定 特許：特許再審査請求制度での第三者の不利 特許：ライセンス契約期間制限、契約者（ライセンサー）不利の法規制、 特許：供与技術の特許保証の内外差別 特許・特許登録後の訂正不可 ノウハウの技術流出問題 多重クレームの不容認 展示会等での撮影容認 ヒルマー・ドクトリンの不平等性 インターフェアランスの予見性の欠如・煩雑 特許出願の単一性判定基準のPCT基準との不整合																						
8	労働者過保護の労働法制度・慣行 解雇の困難：労働者過保護の労働法、解雇法 解雇の困難：企業負担の大きい退職金制度 解雇の困難：労働裁判所の判決																						

区分	問題点	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	メキシコ	ニューージーランド	パプア・ニューギニア	ペルー	フィリピン	ロシア	シンガポール	台湾	タイ	米国	ベトナム		
			賃金：最低賃金の大幅な引上げ、頻繁な改定、恣意的改訂、格差規制 賃金：高率の賃上げ（人件費上昇） 賃金：降格・減給の不可・困難 ストライキ：トップ企業主導のストライキの慣行 ストライキ：ストライキ実施の容易性、長期ストライキの慣行 違法ストライキ 労働関係裁判費用の会社負担 労働組合関連：外資参入への労働組合の抵抗 労働組合関連：組合専従者に対する賃金支給 労働組合関連：複数の労働組合の許容 労働組合関連：労働組合の意思決定の不正 労働者側に過度に有利な労使協定・慣行、保守的な労働法制、既得労働条件改定の困難 派遣労働者の派遣期間制限、短時間労働者の労働条件の法定 テンポラリー社員の雇用期間制約 若年者雇用年齢制限の不合理 労災認定の不透明 休日・欠勤等の過多 家族・医療休暇制度の濫用 労働時間の特異性 法外な休日出動手当割増率 契約社員の禁止 生保職員の会社間移籍制限 厚生年金の会社負担増 教育基金の会社負担 課税利益の従業員配当義務、従業員利益分配金の企業負担大 企業負担の大きい雇用制度（定年制無し、年次休暇買取日数無制限、雇用の職場の環境維持責任） 企業負担の大きい法定福利コスト 過大な競合企業への就職制限保証金 社会保険加入手続の遅延 高い医療費と医療保険料の引上げ																				
9	インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブ不足 管理職・技術者等の人材不足による人材採用・確保の困難（IT技術者の人材流出を含む） 低い労働者定着率（高い離職率）、ジョブホッピング慣行 マキドニアでの労働力不足 インフラ関連：（産業）インフラの未整備（一般） インフラ関連：電力不足・電力供給リスクの増大（不安定） インフラ関連：不十分な道路補修、一部未整備 インフラ関連：道路・交通インフラの未整備 インフラ関連：港湾インフラの未整備・不足、港湾-内陸輸送キャパシティー不足 インフラ関連：鉄道敷設不足・鉄道コンテナ輸送の未整備 インフラ関連：舗装道路のメンテナンス不足、道路混雑・通行制限 インフラ関連：空港貨物施設業務の品質 インフラ関連：都市交通混雑による配送遅延 インフラ関連：不十分な公的下水機能 インフラ関連：公共料金の高騰（不安定） インフラ関連：廃棄物処理インフラの不備・未整備 インフラ関連：輸送業者不足と輸送費の高コスト インフラ関連：通信インフラの未整備 インフラ関連：郵便事情の劣悪 優遇政策関連：経済特区での資本財輸入関税免除の不足 優遇政策関連：外資優遇策の不足・縮小・不明瞭 優遇政策関連：輸出奨励金の縮小・廃止 優遇政策関連：部品メーカーに対するインセンティブ欠如 優遇政策関連：外資完成車メーカーへのインセンティブ不足・国民車の差別的待遇 優遇政策関連：環境問題対応投資への政府支援措置の不足、環境対策優遇制度の不足 優遇政策関連：外資の投資に対する補助不足 優遇政策関連：保税ヤードの不備 優遇政策関連：優遇税制の資本差別 サポーティングインダストリー育成のインセンティブ不足（地場産業育成政策を含む） 部品産業振興策の不足 産業別政策の不在 高い税率：個人所得税 金融市場：金融市場の未成熟（長期金融市場の未発達、金融システムの不安定を含む） 金融市場：消費者ローン導入の困難 医療機関の不備 社会保険病院「IMSS」の施設不足 損害保険会社の不備 治安：盗難事件の多発 治安：住環境の悪化 治安：安全、治安面での不安 治安：麻薬対策費の増加																						

区分	問題点	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	メキシコ	ニュージーランド	パプア・ニューギニア	ペルー	フィリピン	ロシア	シンガポール	台湾	タイ	米国	ベトナム
		10 競争制限・価格規制																			
	エネルギー供給の独占・一方的値上げ																				
	燃料価格の差別的な値上げ																				
	商務省への価格届出義務																				
	CO2吸収クレジットの国への帰属の不合理性と炭素税導入による投資家の負担増																				
	政府指定貿易企業制度																				
	独占価格																				
	差別価格：港湾荷役料の内外差別																				
	寡占的な経済構造																				
	特定市場の競争不足：デジタル放送配信市場																				
	輸出の独占（政府系企業による独占を含む）																				
	ロス取扱業者政府認可制度による独占																				

附表4 APEC加盟国・地域における国際競争力指数の構成要素とその評価

	Australia	Brunei	Canada	Chile	People's Republic of China	Hong Kong, China	Indonesia	Japan	Korea	Malaysia	Mexico	New Zealand	Peru	Philippines	Russia	Singapore	Chinese Taipei	Thailand	United States of America	Viet Nam	
Overall GCI ranking (2008-2009)	18	39	10	28	30	11	55	9	13	21	60	24	83	71	51	5	17	34	1	70	
Basic requirements																					
1. Institutions																					
<i>Public institutions</i>																					
Property rights																					
1.01	Property rights		62		40	54	12	117	15	39	38	89		102	92	122		34	61	26	75
1.02	Intellectual property protection		52	19	63	53	21	102	14	26	33	82		121	89	98		28	55	18	94
Ethics and corruption																					
1.03	Diversion of public funds			18	52	66	12	68	36	27	39	95		70	117	102		38	56	22	84
1.04	Public trust and politicians			24	42	36	12	59	45	25		98		102	123	111		54	64	41	
Undue influence																					
1.05	Judicial independence		54		52	69	1	80	25	45	47	86		114	83	109	15	49	53	23	75
1.06	Favoritism in decisions of government officials			24	41	47	15		19	22	28	90		79	117	88		36	49	40	70
Government inefficiency (red tape, bureaucracy and waste)																					
1.07	Wastefulness of government spending			32	49	36		108	33		80	53	63	120	82			30	34	67	83
1.08	Burden of government regulation	85	58	40	34					24		121	65	123	109	118		22	47	50	105
1.09	Efficiency of legal framework		47	14	30	54	11	66	17	38	21	111		115	104	107		46	49	28	56
1.10	Transparency of government policymaking			16		46		121	19	44		94		96	85	119		23	60	28	58
Security																					
1.11	Business costs of terrorism	74		73		89		81	112	65	82	71	29	102	125	100	76	60	107	127	99
1.12	Business costs of crime and violence	38		41	84	56			57	42	74	125	25	113	93	80		35	50	83	58
1.13	Organized crime	27		38	32	84	25	61	81	43	75	127		99	92	105		46	63	72	85
1.14	Reliability of police services		42			50		85	22	31	37	124		123	98	105		40	71	18	
<i>Private institutions</i>																					
Corporate ethics																					
1.15	Ethical behaviour of firms		50	12		60	13	97	24	27	30	82		92	102	112		40	69	22	73
Accountability																					
1.16	Strength of auditing and accounting standards		63		32	86		75	44	36	33	71		68		108		53	58		106
1.17	Efficacy of corporate boards		43	11		90	24		28	18	25	82			53			39	66	20	85
1.18	Protection of minority shareholders' interests		93		32	94	16		45	37	25	69		65	54	128		63	46	14	75
2. Infrastructure																					
2.01	Quality of overall infrastructure	25	39		29	58		96	16	18		76	50	113	94	78		22	35		97
2.02	Quality of roads	31				51		105	19	13		66	50	99	94	104		20			102
2.03	Quality of railroad infrastructure	26	n.a.	15	73			58				72	44	90	85				48	16	66
2.04	Quality of port infrastructure	41		14	37	54		104	25	29		94		127	100	76		18	48	11	112
2.05	Quality of air transport infrastructure	19		17		74		75	49	26		56		94	89	88		32		12	92
2.06	Available seat kilometres		86		39		15			19	22		28				17	25			
2.07	Quality of electricity supply	22	45	15	49	68	12	92		21	31	87	52	69	82	65	13	30	43	16	104
2.08	Telephone lines	18	61		63	47	12	100	28	17	71	68	25	96	105		30		86		
3. Macroeconomy																					
3.01	Government surplus/deficit	45		44		49	12	84	110	30	109	59	25		64			46	96	97	86
3.02	National savings rate	69		61	51		20		37	29		74	97		84			31		107	
3.03	Inflation	34		26	60	62	20	79		40	25	57	36			109	24	17		45	103
3.04	Interest rate spread	68	52	46		33	51	74			31	54	65	126	64	62	59		48	17	
3.05	Government debt	20		107				63	129	40	74		42		96		121	61	66	102	76
4. Health and primary education																					
<i>Health</i>																					
4.01	Business impact of malaria	30	89	14		77	54	93	51	85	76			81	87		56	44	60	42	79
4.02	Malaria incidence	73	74			71	66	96		72	84	75		105	91			62	93		90
4.03	Business impact of tuberculosis		85	21		73	43	86	40	76	65			94	102		29	53	57	39	88
4.04	Tuberculosis incidence		80		31	87	79	109	40	83	88			97	115	90	46	82	96		100
4.05	Business impacts of HIV/AIDS	35	69	38	43	48	22	78	46	60	67	68		81	61		19	47	97	76	75
4.06	HIV prevalence	50		74	68						79	68		79		103	50	49	108	86	79
4.07	Infant mortality	26	39	26	39	80		88		31	47	77	26	80	83	51		25	70	36	64
4.08	Life expectancy				29	55		89		22	66			55	89	96	12	36	66	29	66
<i>Primary education</i>																					
4.09	Quality of primary education				110	34	29	51	27	20	23	116		133	72			26	64	25	96
4.10	Primary enrolment	39	64		99		101			24				76	81	38		61	74	55	
4.11	Education expenditure	48	101	35	84	120	91	126	96	71				111	113	89	110	29	46	45	100
Efficiency enhancers																					
5. Higher education and training																					
<i>Quantity of education</i>																					
5.01	Secondary enrolment				54	92	72	102	22	35	95	67		79	76	21	31	85	48	100	
5.02	Tertiary enrolment		94	24	41	81	63	91	29		71	74		58	72		31		44		106
<i>Quality of education</i>																					
5.03	Quality of the educational system		48		86	55	22		31	29		109		133				25	53	19	120
5.04	Quality of math and science education	19	53	13	107	38			33		21	127	27	133	100				55	48	72
5.05	Quality of management schools		88		74	28		82	30	23	53	27	57		72			33	49		120
5.06	Internet access in schools	18		13	41	33		58	25		40	76		87	56	59			42	11	62
5.07	Local availability of specialized research and training services		105		46	39	25		12	20	27	55	24	86	51	71	13	19	58		76
5.08	Extent of staff training		61	19	48	42	29					87	26	93		80			51		72

(Continue)

	Australia	Brunei	Canada	Chile	People's Republic of China	Hong Kong, China	Indonesia	Japan	Korea	Malaysia	Mexico	New Zealand	Peru	Philippines	Russia	Singapore	Chinese Taipei	Thailand	United States of America	Viet Nam	
6. Goods Market efficiency																					
6.01	18	81	23						49	31	78	58		74	108	30		45		56	
6.02		61	18	57	39	38			26	24	103	43	81	104	79	11		60			
6.03		83	16		55	53		21	23	40	92		63	77	95	20	26	66		91	
6.04	62		88	45	36			9	31		89	90	74	65	94		26		56	53	
6.05	88	47	72		120	11		98	33	40	92	34	62	99	94		57	49	74	61	
6.06		125		58	108		103	44	75	58			75	120			44	44	19	91	
6.07		125		61	83	19	123	48	36	51	61		114	107	66		103	77		105	
6.08			45					130	38		105		51	76	104		50	52		69	
6.09	22	80	38		72			85	39	70	55		59	95	114		54	101	37	110	
6.10	97	70	36	57	122		66	40	99	72	105	32	79	52	125		67	81	33	126	
6.11	37	121	34		105			99	54	67			98	127			62	89	47	104	
6.12	59	81	45		55			90	51	47	62	63		97	129		64	68		53	
6.13	22		25		42		95	47	18	27	74		94	105	121			52	39	91	
6.14		62	15	47	73				13	22	55		65		79					91	
6.15	19	99	14	29						23	52	27			74			44			
7. Labor Market efficiency																					
7.01	37		34	51	65				95		68	32	87	71	82					16	91
7.02	75		24		52		79	14	43	42	72	29		108	56			91		101	
7.03	85		46		126	18		46	46	60	89				112	46	46			69	
7.04				32	32		87	18	65		99		112	61	87		104				
7.05	46	79	30	74	53			111	45	42	91	103	94	101				25	39		
7.06			50	81	108	91	117		108	95	81		81	108				108	84	103	
7.07	26		31					12	14		70	25	92	57					43		
7.08		82	11		46	27		17	42	22	76		57		58			35	59	95	
7.09	38		20		36	12		14	33	29	64	91	69	116			13	27		88	
7.10	42	109	22	111	32	60	102	79	80	107	115	30	71	86		83	72	38	29		
8. Financial markets sophistication																					
8.01		68			83		72	48	35	31	56	29	54	57	89			45	37	106	
8.02	126	26			80			13			77		52	54	87	18					
8.03	62	25	28	99		65	67	26		95			53	89	86	11	38	44	12	91	
8.04	78	19	37	49			48	16		99			56	77	64	12			53	59	
8.05	52	71	31	36	121			54	65	67				75	125		78	104	42	84	
8.06	39	86			67			12	50				107	67			50			123	
8.07	61				108	11	121	93	73	50	55			72	107	13	117	75	40	113	
8.08	101	23			109			38	31	32				66	110			52	36	81	
8.09			16	72	93		52	29	52		93		72	93	93			72	52	16	
9. Technological readiness																					
9.01	20	59		42	83	19	61	13	22	29	92	34	113	52	98	14	23	50		71	
9.02	53	18	33	46	16	65			15	21	92	24	89		105	13		61		54	
9.03	85	14		47	12	71	32				69		82	60	79			28	61	72	
9.04	82		31	79				36	28		60	52			99			22	48	57	
9.05	32	53	75	55	90		100	52	47	56	80	36	95	84		15	28	72	51	114	
9.06	24			51	85	21	107				63		56	101	67	15			78	70	
9.07	67			53	81	14	105	26	20	38	55		61	70	58				72	63	
9.08	20	57		38	49		100	16			51	56	28	63	96	59	22	19	94	79	
10. Market size																					
10.01		123	13	47		38			14	35		57					53	18			
10.02	34	92	15	43								71	55			11					
Innovation and sophistication factors																					
11. Business sophistication																					
Networks and supporting industries																					
11.01	42	63	17			14			23		55	78	52	77	89	44	26			79	
11.02		82	12	28	62	17	57		29	32			54	64	100	22		40		97	
Sophistication of firms' operations and strategy																					
11.03	34	78	16	53							58	71	73	56	96						
11.04	37	39	40	69	71	22			13	29	68	43	93		109	16	24	67	12	126	
11.05	72	128	48	55	56	11				26	59	71	79		105	14	17	54		91	
11.06	33	127	20		47	25					69	44	74	67	98	57			83	119	
11.07	23	87	22	36	59	24	72		17	27	67	30	79	77	66	14		68	11	94	
11.08		106			62	12	55	19	20	29	53	25	54		90	17	33	47		98	
11.09		104	12	36	58	21		18	26		54		61		85	15	33	67		96	
12. Innovation																					
12.01	29	103	18	57		33	53			21	67	28	86	63			19		64		
12.02		93		62	37	29		15	14		79		121	86			13	21	57	85	
12.03	23	92	22	64		25					71	36	80						54		
12.04	19	76	14	51		22	54	21			84	24	107	63					38	70	
12.05	30	45	29	53		17	87	42			104	64	112	110	66				48		
12.06	33	117		35	52	67			19	24	105	76	103	92		22			56	51	
12.07		88		40	54	22	84				29	56	24	77	68		11		69	88	

Data source: World Economic Forum (2009)

Note: variables considered as disadvantages are those ranked below 10 for Singapore with an overall ranking in the top 10 economies, those ranked equal to or lower than the economy's overall ranking for Brunei, Malaysia, Thailand, with an overall ranking from 11 to 50, and those ranked lower than 50 for Cambodia, Indonesia, the Philippines and Viet Nam with an overall ranking lower than 51.